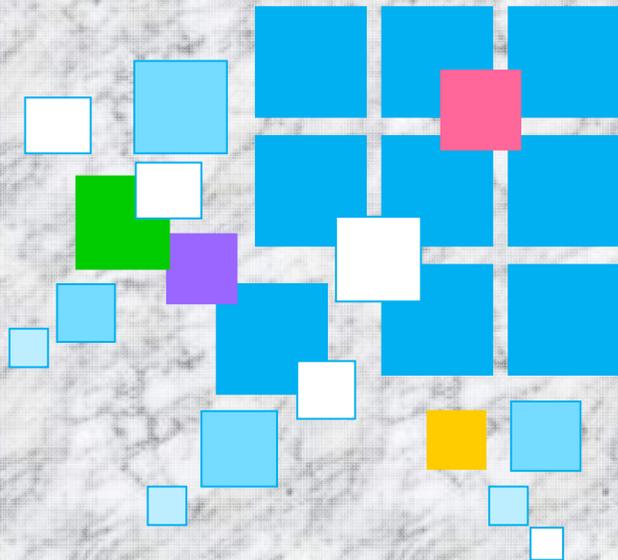


Readers ⇒ Leaders



2017
リーダーズ式
合格スタンダード講座

合格フレームワーク講義☆行政法 問題

問題

行政書士試験 平成 23 年

問題 1 行政立法についての次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 省令は、各省大臣が発することとされているが、政令は、内閣総理大臣が閣議を経て発することとされている。
- 2 各省の外局として置かれる各庁の長や各委員会は、規則その他の特別の命令を発することができるが、これについては、それぞれの設置法などの法律に別の定めを要する。
- 3 内閣に置かれる内閣府の長である内閣官房長官は、内閣府の命令である内閣府令を発することができる。
- 4 各省大臣などは、その所掌事務について公示を必要とするときは、告示を発することができるが、これが法規としての性格を有することはない。
- 5 政令及び省令には、法律の委任があれば、罰則を設けることができるが、各庁の長や各委員が発する規則などには、罰則を設けることは認められていない。

次のとおり、妥当なものは肢2であるから、正解は2となる。

1 妥当でない

各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる（国家行政組織法12条1項）。これに対して、憲法73条6号は、政令は内閣が制定するものとしている。

2 妥当である

各委員会及び各庁の長官は、別に法律の定めるところにより、政令及び省令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる（国家行政組織法13条1項）。

3 妥当でない

内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる（内閣府設置法7条3項）。

4 妥当でない

判例は、文部科学大臣が、告示の形式で公示した学習指導要領について、法規としての性格があるものとしている（最判平2.1.18）。したがって、告示が法規としての性格を有することがある。

5 妥当でない

政令及び省令には、法律の委任があれば、罰則を設けることができる（憲法73条6号、国家行政組織法12条3項）。また、各庁の長や各委員会が発する規則についても、法律の委任があれば、罰則を設けることはできる余地がある（国家行政組織法13条2項、12条3項）。

問題

行政書士試験 平成 27 年

問題 2 行政立法に関する次の会話の空欄〔ア〕～〔エ〕に当てはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

教員 A 「今日は行政立法に関して少し考えてみましょう。B 君、行政立法の具体例をいくつか挙げることができますか？」

学生 B 「そうですね。建築基準法施行規則や所得税基本通達があります。」

教員 A 「よく知っていますね。建築基準法施行規則はその名のとおり建築基準法の委任に基づき定められた〔ア〕ですね。国民の権利義務に関わる規定を含むものですから、講学上は〔イ〕に分類されます。C さん、所得税基本通達は何に分類されるのでしょうか？」

学生 C 「所得税基本通達は、国税庁内部で上級機関が下級機関に発する事務処理の取決めのことですから、〔ウ〕でしょうか？」

教員 A 「そのとおりですね。では、〔イ〕の中には、性質の異なる二種類のものがあることを知っていますか？」

学生 B・C 「どういうことでしょうか？」

教員 A 「質問の仕方を変えると、〔イ〕の中には、新たに権利義務を設定するのではなく、法律を実施するための技術的細目を定めるものがありますよね。」

学生 B 「〔エ〕のことですね。申請書の様式を定める規定がこれにあたると言われています。」

教員 A 「正解です。ただ、このような分類枠組みについては今日では疑問視されていることにも注意してください。」

	ア	イ	ウ	エ
1	省令	法規命令	行政規則	執行命令
2	省令	行政規則	法規命令	委任命令
3	政令	法規命令	行政規則	委任命令
4	政令	行政規則	法規命令	執行命令
5	政令	法規命令	行政規則	独立命令

次のとおり、正しいものは肢1であるから、正解は1となる。

ア 省令

イ 法規命令

ウ 行政規則

エ 執行命令

【全文】

教員A 「今日は行政立法に関して少し考えてみましょう。B君、行政立法の具体例をいくつか挙げることができますか？」

学生B 「そうですね。建築基準法施行規則や所得税基本通達があります。」

教員A 「よく知っていますね。建築基準法施行規則はその名のとおり建築基準法の委任に基づき定められた**省令**ですね。国民の権利義務に関わる規定を含むものですから、講学上は**法規命令**に分類されます。Cさん、所得税基本通達は何に分類されるのでしょうか？」

学生C 「所得税基本通達は、国税庁内部で上級機関が下級機関に発する事務処理の取決めのことから、**行政規則**でしょうか？」

教員A 「そのとおりですね。では、**法規命令**の中には、性質の異なる二種類のものがあることを知っていますか？」

学生B・C 「どういうことでしょうか？」

教員A 「質問の仕方を変えると、**法規命令**の中には、新たに権利義務を設定するのではなく、法律を実施するための技術的細目を定めるものがありますよね。」

学生B 「**執行命令**のことですね。申請書の様式を定める規定がこれにあたりと言われています。」

教員A 「正解です。ただ、このような分類枠組みについては今日では疑問視されていることにも注意してください。」

問題

行政書士試験 平成 18 年

問題 3 行政行為の職権取消と撤回に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 行政行為の撤回は、処分庁が、当該行政行為が違法になされたことを理由にその効力を消滅させる行為であるが、効力の消滅が将来に向かってなされる点で職権取消と異なる。
- 2 旅館業法 8 条が定める許可の取消は、営業者の行為の違法性を理由とするものであるから、行政行為の職権取消にあたる。
- 3 公務員の懲戒免職処分は、当該公務員の個別の行為に対しその責任を追及し、公務員に制裁を課すものであるから、任命行為の職権取消にあたる。
- 4 行政行為の職権取消は、私人が既に有している権利や法的地位を変動（消滅）させる行為であるから、当該行政行為の根拠法令において個別に法律上の根拠を必要とする。
- 5 行政行為の職権取消は、行政活動の適法性ないし合目的性の回復を目的とするものであるが、私人の信頼保護の要請等との比較衡量により制限されることがある。

(参考) 旅館業法 8 条 「都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項第三号に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。(以下略)」

解説

取消しと撤回

正解 5

次のとおり、妥当なものは肢5であるから、正解は5となる。

1 妥当でない

行政行為の撤回とは、いったん有効に生じた行政行為の効力について、後発的な事情を理由として、その効力を消滅させる行為で、効力の消滅が将来に向かってなされるものをいう。

2 妥当でない

旅館業法8条が定める許可の取消は、行政行為の撤回にあたるものである。法文上は、「取消し」の語が用いられていたとしても、撤回を意味することがある。

3 妥当でない

公務員の懲戒免職処分は、任命行為の撤回にあたる。後発的な事情を理由とするものであるからである。

4 妥当でない

行政行為の職権取消は、原則として、当該行政行為の根拠法令において個別に法律上の根拠があることを必要としないものと考えられている。

5 妥当である

行政行為の職権取消は、行政活動の適法性ないし合目的性の回復を目的とするものである。そして、職権取消をするかどうかは、私人の信頼保護の要請等との比較衡量により決められるから、例えば、授益的行政行為の場合には、職権取消が制限されることがありうる。

問題

行政書士試験 平成 23 年

問題4 次のア～オのうち、伝統的に行政裁量が広く認められると解されてきた行政行為の組合せとして、最も適切なものはどれか。

- ア 道路交通法に基づく自動車の運転免許
- イ 電気事業法に基づく電気事業の許可
- ウ 建築基準法に基づく建築確認
- エ 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可
- オ 公有水面埋立法に基づく公有水面の埋立免許

- 1 ア・オ
- 2 イ・ウ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

解説

行政裁量①

正解 3

次のとおり、伝統的に行政裁量が広く認められると解されてきた行政行為の組合せとして最も適切なものは肢3であるから、正解は3となる。

ア 行政裁量が広く認められると解されていない

道路交通法に基づく自動車の運転免許は、講学上の許可であって、伝統的に行政裁量が広く認められると解されていない。

イ 行政裁量が広く認められると解されている

電気事業法に基づく電気事業の許可は、特許に該当し、伝統的に行政裁量が広く認められると解されている。

ウ 行政裁量が広く認められると解されていない

建築基準法に基づく建築確認は、講学上、確認または許可であると考えられていて、伝統的に行政裁量が広く認められると解されていない。

エ 行政裁量が広く認められると解されていない

食品衛生法に基づく飲食店の営業許可は、講学上の許可であって、伝統的に行政裁量が広く認められると解されていない。

オ 行政裁量が広く認められると解されている

公有水面埋立法に基づく公有水面の埋立免許は、特許に該当し、伝統的に行政裁量が広く認められると解されている。

問題

行政書士試験 平成 21 年

問題5 行政裁量に関する次の文章の空欄〔ア〕～〔エ〕に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

法律による行政の原理の下においても、法律が行政活動の内容を完全に規律しつくすことはできない。従って、法律が行政機関に自由な判断の余地を認めている場合があるが、これを裁量という。

例えば、国家公務員法82条1項3号は、職員に「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」、「懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる」と規定しているが、例えば、公務員が争議行為を行い、同号にいう「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」という〔ア〕に当たると判断される場合、処分の〔イ〕について裁量が認められるとするならば、当該公務員について免職処分を選択するか、あるいは停職その他の処分を選択するかについては、懲戒権者の判断に委ねられることになる。しかしながら、その場合にあっても、当該非行が極めて軽微なものにとどまるにもかかわらず、免職処分を選択した場合は、〔ウ〕に違反し、裁量権の濫用・踰越となる。

また、土地収用法20条3号は、土地収用を行うことのできる事業の認定にあたっては、当該事業が「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」でなければならないとしている。この場合、〔ア〕についての裁量が問題となるが、判例は、その場合の裁量判断について、「本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽くさず、また本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れもしくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価し」、これらのことにより判断が左右された場合には、裁量権の濫用・踰越にあたるとして、違法となるとしている。これは処分における〔エ〕について、司法審査を及ぼしたものと見える。

1 訴訟要件	2 目的	3 信義則	4 相当の期間の経過
5 効果	6 補充性要件	7 理由の提示	8 判断過程
9 過失	10 行政便宜主義	11 時の裁量	12 手続規定
13 紛争の成熟性	14 違法性阻却事由	15 保護義務	16 要件
17 行政規則	18 比例原則	19 手段	20 行政の内部問題

解説

行政裁量②

次のとおり、アには「16 要件」、イには「5 効果」、ウには「18 比例原則」、エには「8 判断過程」が入る。

ア 16 要件

イ 5 効果

ウ 18 比例原則

エ 8 判断過程

【全文】

法律による行政の原理の下においても、法律が行政活動の内容を完全に規律しつづけることはできない。従って、法律が行政機関に自由な判断の余地を認めている場合があるが、これを裁量という。

例えば、国家公務員法82条1項3号は、職員に「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合」、「懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる」と規定しているが、例えば、公務員が争議行為を行い、同号にいう「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合」という要件に当たると判断される場合、処分の効果について裁量が認められるとするならば、当該公務員について免職処分を選択するか、あるいは停職その他の処分を選択するかについては、懲戒権者の判断に委ねられることになる。しかしながら、その場合にあっては、当該非行が極めて軽微なものにとどまるにもかかわらず、免職処分を選択した場合は、比例原則に違反し、裁量権の濫用・踰越となる。

また、土地収用法20条3号は、土地収用を行うことのできる事業の認定にあたっては、当該事業が「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」でなければならないとしている。この場合、要件についての裁量が問題となるが、判例は、その場合の裁量判断について、「本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽くさず、また本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れもしくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価し」、これらのことにより判断が左右された場合には、裁量権の濫用・踰越にあたるとして、違法となるとしている。これは処分における判断過程について、司法審査を及ぼしたものと見える。

問題

行政書士試験 平成 19 年

問題 6 行政上の義務履行確保に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 不作為義務、非代替的作為義務の履行にかかる直接強制、執行罰の仕組みについては、一般法の根拠はないので、法律もしくは条例による個別の根拠が必要である。
- 2 市水道局による水道サービスの料金を滞納している私人に対し、市は地方自治法に基づき、行政上の強制徴収の仕組みを用いて徴収することができる。
- 3 即時強制は法令により個別に根拠づけられている場合にのみ認められるが、いわゆる成田新法（成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法）による建物の実力封鎖、警察官職務執行法による武器の行使がその例である。
- 4 路上駐車禁止は、それ自体は不作為義務であるが、警察官等は、過失なくして移動を命じる相手方を知ることができない時には、移動命令を発することなく、当該駐車車両を移動することができる。
- 5 執行罰は行政上の義務履行確保の手法であるが、処罰としての実質を有するため、二重処罰禁止の法理から、刑事罰との併用ができないことが、その活用の障害となっている。

解説

行政上の義務履行確保

正解 4

次のとおり、妥当なものは肢4であるから、正解は4となる。

1 妥当でない

現在、不作為義務、非代替的作為義務の履行にかかる直接強制、執行罰の仕組みについては、一般法の根拠はない。もっとも、行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる（行政代執行法1条）。したがって、条例によって直接強制、執行罰を定めることはできない。

2 妥当でない

行政上の強制徴収を行うためには、法律の根拠が必要であるところ、上水道の水道料金については、強制徴収を認める法律上の規定がみられないから、水道料金を滞納している私人に対し、市は行政上の強制徴収の仕組みを用いて徴収することはできない。

3 妥当でない

即時強制とは、義務の存在を前提とせず、行政上の目的を達するため、直接身体もしくは財産に対して有形力を行使することをいい、その例としては、警察官職務執行法による武器の行使（同法7条）が挙げられる。しかし、いわゆる成田新法（成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法）による建物の実力封鎖は、行政上の義務が課せられていることを前提とするものであるから、即時強制ではなく、直接強制にあたる。

4 妥当である

違法駐車と認められる場合において、現場に当該車両の運転者等がないために、当該運転者等に対して同項の規定による命令をすることができないときは、警察官等は、道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な限度において、当該車両の駐車の方法の変更その他必要な措置をとり、又は当該車両が駐車している場所からの距離が50メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる（道路交通法51条3項参照）。

5 妥当でない

執行罰とは、義務者にみずから義務を履行させるため、あらかじめ義務不履行の場合には過料を課すことを予告するとともに、義務不履行の場合にはそのつど過料を徴収することによって、義務の履行を促す間接強制の方法である。執行罰は、行政上の義務履行確保の手法であり、義務違反行為に対する制裁を目的とする刑事罰とは目的を異にするものであるから、刑事罰との併用ができないわけではない。

問題

行政書士試験 平成 19 年

問題 7 行政手続法による審査基準に関するア～オの記述のうち、妥当なものはいくつあるか。

ア 審査基準の設定は、行政手続法の委任に基づくものであり、申請者の権利にかかわるものであるから、審査基準も法規命令の一種である。

イ 不利益処分についての処分基準の設定が努力義務にとどまるのに対して、申請に対する処分についての審査基準の設定は、法的な義務であるとされている。

ウ 審査基準に違反して申請を拒否する処分をしても、その理由だけで処分が違法となることはないが、他の申請者と異なる取扱いをすることとなるため、比例原則違反として、違法となることがある。

エ 審査基準の設定には、意見公募手続の実施が義務付けられており、それに対しては、所定の期間内であれば、何人も意見を提出することができる。

オ 国の法律に基づいて地方公共団体の行政庁がする処分については、その法律を所管する主務大臣が審査基準を設定することとなる。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ
- 5 五つ

解説

行政手続法 申請に対する処分

正解 2

次のとおり、妥当なものはイ・エの2つであるから、正解は2となる。

ア 妥当でない

審査基準は、行政庁が処分をする際の裁量基準を定めた行政庁の内部基準であって、国民の権利・義務に直接関係するものではないから、法規命令ではなく、行政規則にあたる。また、行政規則は、国民の権利・義務に直接関係するものではなく、行政規則を定める際に法律の委任を必要としないから、審査基準の設定は、行政手続法の委任に基づくものではない。

イ 妥当である

行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない（行政手続法12条1項）。したがって、不利益処分についての処分基準の設定は努力義務にとどまる。これに対して、行政庁は、審査基準を定めるものとする（行政手続法5条1項）。したがって、申請に対する処分についての審査基準の設定は、法的な義務である。

ウ 妥当でない

審査基準は、行政庁が処分をする際の裁量基準を定めた行政庁の内部基準であるから、処分が審査基準に違反しても、直ちに違法となるわけではない。そのため、審査基準に違反して申請を拒否する処分をしても、その理由だけで処分が違法となることはない。もっとも、審査基準に違反して申請を拒否する処分が、他の申請者と異なる取扱いをすることになる場合には、行政が国民を合理的な理由なく差別することを禁ずる平等原則に違反し、違法となることがある。なお、比例原則は、行政作用の目的と手段の均衡を要求する原則であり、本記述の場合、比例原則違反は問題とはならない。

エ 妥当である

命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めなければならない（行政手続法39条1項）。審査基準は「命令等」に含まれるから（行政手続法2条8号ロ）、審査基準の設定には、意見公募手続の実施が義務付けられており、それに対しては、所定の期間内であれば、何人も意見を提出することができる。

オ 妥当でない

行政庁は、審査基準を定めるものとする（行政手続法5条1項）。したがって、審査基準を定めるのは行政庁であるから、国の法律に基づいて地方公共団体の行政庁がする処分については、当該地方公共団体の行政庁が審査基準を設定することになる。

問題

行政書士試験 平成 25 年

問題 8 行政手続法が定める不利益処分についての規定に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 行政手続法は、不利益処分を行うに当たって弁明の機会を付与する場合を列挙し、それら列挙する場合に該当しないときには聴聞を行うものと規定しているが、弁明の機会を付与すべき場合であっても、行政庁の裁量で聴聞を行うことができる。
- 2 行政庁が、聴聞を行うに当たっては、不利益処分の名あて人となるべき者に対して、予定される不利益処分の内容及び根拠法令に加え、不利益処分の原因となる事実などを通知しなければならないが、聴聞を公正に実施することができないおそれがあると認めるときは、当該処分の原因となる事実を通知しないことができる。
- 3 不利益処分の名あて人となるべき者として行政庁から聴聞の通知を受けた者は、代理人を選任することができ、また、聴聞の期日への出頭に代えて、聴聞の主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 4 文書閲覧許可や利害関係人の参加許可など、行政庁又は聴聞の主宰者が行政手続法の聴聞に関する規定に基づいてした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができ、また、それら処分を行う際には、行政庁は、そのことを相手方に教示しなければならない。
- 5 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、行政手続法に定める聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執ることができないときは、これらの手続を執らないうで不利益処分をすることができるが、当該処分を行った後、速やかにこれらの手続を執らなければならない。

解説

行政手続法 不利益処分

正解 3

次のとおり、正しいものは肢3であるから、正解は3となる。

1 誤り

行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない（行政手続法13条1項）。これに対し、弁明をすべき場合については、列挙していない。

2 誤り

行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、①予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項、②不利益処分の原因となる事実、③聴聞の期日及び場所、④聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を書面により通知しなければならない（行政手続法15条1項）。しかしながら、聴聞を公正に実施することができないおそれがあると認めるときは、当該処分の原因となる事実を通知しないことができるとの規定は存在しない。

3 正しい

聴聞の通知を受けた者は、代理人を選任することができる（行政手続法16条1項）。また、主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる（行政手続法21条1項）。

4 誤り

行政庁又は主宰者が、この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない（行政手続法27条）。

5 誤り

公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないときには意見陳述のための手続を執らないで不利益処分をすることができる（行政手続法13条2項1号）。しかしながら、聴聞を公正に実施することができないおそれがあると認めるときは、当該処分を行った後、速やかにこれらの手続を執らなければならないとの規定は存在しない。

問題

行政書士試験 平成 19 年

問題9 行政事件訴訟法上の訴訟類型の選択に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 Xの家の隣地にある建築物が建築基準法に違反した危険なものであるにもかかわらず、建築基準法上の規制権限の発動がなされない場合、Xは、当該規制権限の不行使につき、不作為違法確認訴訟を提起することができる。
- 2 Xらの近隣に地方公共団体がごみ焼却場の建設工事を行っている場合、建設工事は処分であるから、Xらは、その取消訴訟と併合して、差止め訴訟を提起し、当該地方公共団体に対して建設工事の中止を求めることができる。
- 3 Xが市立保育園に長女Aの入園を申込んだところ拒否された場合において、Xが入園承諾の義務付け訴訟を提起する場合には、同時に拒否処分の取消訴訟または無効確認訴訟も併合して提起しなければならない。
- 4 Xが行った営業許可申請に対してなされた不許可処分について、同処分に対する取消訴訟の出訴期間が過ぎた後においてなお救済を求めようとする場合には、Xは、公法上の当事者訴訟として、当該処分の無効の確認訴訟を提起することができる。
- 5 X所有の土地について違法な農地買収処分がなされ、それによって損害が生じた場合、Xが国家賠償請求訴訟を提起して勝訴するためには、あらかじめ、当該買収処分の取消訴訟または無効確認訴訟を提起して請求認容判決を得なければならない。

次のとおり、正しいものは肢3であるから、正解は3となる。

1 誤り

不作為の違法確認の訴えは、処分又は裁決についての申請をした者に限り、提起することができる（行政事件訴訟法37条）。したがって、申請をしていないXは不作為違法確認訴訟を提起することはできない。

2 誤り

判例は、東京都によるごみ焼却場の設置行為について、都において本件ごみ焼却場の設置を計画し、その計画案を都議会に提出した行為は都自身の内部的手続行為に止まるから、処分性は認められないとしている（最判昭39.10.29）。したがって、本肢の場合、Xらは、ごみ焼却場の建設工事の取消訴訟を提起することはできず、また、差止め訴訟を提起することもできない。

3 正しい

市立保育園への入園の申込みは「申請」にあたる（行政手続法2条3項）ので、これに対する拒否処分に対して、Xは入園承諾の義務付け訴訟を提起することができる（行政事件訴訟法3条6項2号）。そして、義務付けの訴えを提起する場合、処分又は裁決に係る取消訴訟又は無効等確認の訴えを併合して提起しなければならない（行政事件訴訟法37条の3第1項2号、第3項2号）から、Xが入園承諾の義務付け訴訟を提起する場合には、同時に拒否処分の取消訴訟または無効確認訴訟も併合して提起しなければならない。

4 誤り

Xが行った営業許可申請に対してなされた不許可処分について、同処分に対する取消訴訟の出訴期間が過ぎた後においてなお救済を求めようとする場合には、Xは、当該処分の無効の確認訴訟を提起することができる（行政事件訴訟法3条4項、36条参照）。もっとも、処分の無効確認訴訟は、抗告訴訟であり、公法上の当事者訴訟にはあたらない。

5 誤り

判例は、行政処分が違法であることを理由として国家賠償の請求をするについては、あらかじめ右行政処分につき取消又は無効確認の判決を得なければならないものではないとしている（最判昭36.4.21）。したがって、Xが国家賠償請求訴訟を提起して勝訴するためには、あらかじめ、当該買収処分の取消訴訟または無効確認訴訟を提起して請求認容判決を得なければならないわけではない。

問題

行政書士試験 平成 26 年

問題 10 原告適格に関する最高裁判所の判決についての次のア～オの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 公衆浴場法の適正配置規定は、許可を受けた業者を濫立による経営の不合理化から守ろうとする意図まで有するものとはいえ、適正な許可制度の運用によって保護せらるべき業者の営業上の利益は単なる事実上の反射的利益にとどまるから、既存業者には、他業者への営業許可に対する取消訴訟の原告適格は認められない。
- イ 森林法の保安林指定処分は、一般的公益の保護を目的とする処分であるから、保安林の指定が違法に解除され、それによって自己の利益を侵害された者であっても、解除処分に対する取消しの訴えを提起する原告適格は認められない。
- ウ 定期航空運送事業に対する規制に関する法体系は、飛行場周辺の環境上の利益を一般的公益として保護しようとするものにとどまるものであり、運送事業免許に係る路線を航行する航空機の騒音によって社会通念上著しい障害を受けることになる者であっても、免許取消訴訟を提起する原告適格は認められない。
- エ 自転車競技法に基づく場外車券発売施設の設置許可の処分要件として定められている位置基準は、用途の異なる建物の混在を防ぎ都市環境の秩序有る整備を図るといふ一般的公益を保護するにすぎないから、当該場外施設の設置・運営に伴い著しい業務上の支障が生ずるおそれがあると位置的に認められる区域に医療施設等を開設する者であっても、位置基準を根拠として当該設置許可の取消しを求める原告適格は認められない。
- オ (旧) 地方鉄道法に定める料金改定の認可処分に関する規定の趣旨は、もっぱら、公共の利益を確保することにあるのであって、当該地方鉄道の利用者の個別的な権利利益を保護することにあるのではないから、通勤定期券を利用して当該鉄道で通勤する者であっても、当該認可処分によって自己の権利利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たるといふことはできず、認可処分の取消しを求める原告適格は認められない。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ
- 5 五つ

解説

行政事件訴訟法 原告適格

正解 1

次のとおり、正しいものはオだけであるから、正解は1となる。

ア 誤り

判例は、適正な許可制度の運用によって保護せらるべき業者の営業上の利益は、単なる事実上の反射的利益というにとどまらず公衆浴場法によって保護せられる法的利益としている（最判昭37.1.19）。したがって、既存業者には、他業者への営業許可に対する取消訴訟の原告適格が認められる。

イ 誤り

判例は、『直接の利害関係を有する者』は、保安林の指定が違法に解除され、それによって自己の利益を害された場合には、右解除処分に対する取消しの訴えを提起する原告適格を有する者といえることができるけれども、その反面、それ以外の者は、たとえこれによってなんらかの事実上の利益を害されることがあっても、右のような取消訴訟の原告適格を有するものとするとはできないとしている（最判昭57.9.9）。したがって、解除処分により自己の利益を侵害された者には、解除処分の取消訴訟の原告適格が認められる。

ウ 誤り

判例は、新たに付与された定期航空運送事業免許に係る路線の使用飛行場の周辺に居住していて、当該免許に係る事業が行われる結果、当該飛行場を使用する各種航空機の騒音の程度、当該飛行場の1日の離着陸回数、離着陸の時間帯等からして、当該免許に係る路線を航行する航空機の騒音によって社会通念上著しい障害を受けることとなる者は、当該免許の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するとしている（最判平元.2.17）。

エ 誤り

判例は、場外施設の周辺において居住し又は事業を営むにすぎない者や、医療施設等の利用者は、位置基準を根拠として場外施設の設置許可の取消しを求める原告適格を有しないとされている。他方、同判例は、当該場外施設の設置、運営に伴い著しい業務上の支障が生ずるおそれがあると位置的に認められる区域に医療施設等を開設する者は、位置基準を根拠として当該場外施設の設置許可の取消しを求める原告適格を有するとしている（最判平21.10.15）。

オ 正しい

判例は、旧地方鉄同法に定める料金改定の認可処分に関する規定の趣旨は、もっぱら公共の利益を確保することにあるのであって、当該地方鉄道の利用者の個別的な権利利益を保護することにあるのではなく、他に同条が当該地方鉄道の利用者の個別的な権利利益を保護することを目的として認可権の行使に制約を課していると解すべき根拠はない。そうすると、たとえば上告人らが近畿日本鉄道株式会社の路線の周辺に居住する者であって通勤定期券を購入するなどしたうえ、日常同社が運行している特別急行旅客列車を利用しているとしても、上告人らは、本件特別急行料金の改定（変更）の認可処分によって自己の権利利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たるといえることができず、右認可処分の取消しを求める原告適格を有しないとされている（最判平元.4.13）。

問題

行政書士試験 平成 21 年

問題 11 権限の不行使と国家賠償責任に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 宅地建物取引業法に基づき免許を更新された業者が不正行為により個々の取引関係者に対して被害を負わせたとしても、当該免許制度は業者の人格・資質等を一般的に保証するものとはにわかに解しがたく、免許権者が更新を拒否しなかったことは、被害を受けた者との関係において直ちに国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法となるものではない。
- 2 医薬品の副作用による被害が発生した場合であっても、監督権者が当該被害の発生を防止するために監督権限を行使しなかった不作為は、不作為当時の医学的・薬学的知見の下で当該医薬品の有用性が否定されるまでに至っていない場合には、被害を受けた者との関係において国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法となるものではない。
- 3 国または公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法となる。
- 4 鉱山労働者を保護するための省令が後に科学的知見に適合しない不十分な内容となったとしても、制定当時の科学的知見に従った適切なものである場合には、省令を改正しないことが、被害を受けた者との関係において国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法となるものではない。
- 5 犯罪被害者が公訴の提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないので、検察官の不起訴処分は、犯罪被害者との関係で国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法となるものではない。

次のとおり、誤っているものは肢4であるから、正解は4となる。

1 正しい

判例は、免許を付与した宅建業者の人格・資質等を一般的に保証し、ひいては当該業者の不正な行為により個々の取引関係者が被る具体的な損害の防止、救済を制度の直接的な目的とするものとはにわかに解し難く、かかる損害の救済は一般の不法行為規範等に委ねられているというべきであるから、知事等による免許の付与ないし更新それ自体は、法所定の免許基準に適合しない場合であっても、当該業者との個々の取引関係者に対する関係において直ちに国家賠償法1条1項にいう違法な行為に当たるものではないとしている（最判平元. 11. 24）。

2 正しい

判例は、厚生大臣が医薬品の副作用による被害の発生を防止するために薬事法上の権限を行使しなかったことが、当該医薬品に関するその時点における医学的、薬学的知見の下において、薬事法の目的及び厚生大臣に付与された権限の性質等に照らし、その許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、右権限の不行使は、国家賠償法1条1項の適用上違法となるとしている（最判平7. 6. 23）。

3 正しい

判例は、国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となるものとしている（最判平16. 10. 15）。

4 誤り

判例は、昭和35年4月以降、鉱山保安法に基づく上記の保安規制の権限を直ちに行使しなかったことは、その趣旨、目的に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法というべきであるとしている（最判平16. 4. 27）。

5 正しい

判例は、犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく、また、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与え、検察官の職権発動を促すものにすぎないから、被害者又は告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないというべきである。したがって、被害者ないし告訴人は、捜査機関による捜査が適正を欠くこと又は検察官の不起訴処分を理由として、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないとしている（最判平2. 2. 20）。

行政法総論

I-01 行政法総論

Q1	行政法の3つの分野とは
□□□	① 行政組織法 ② 行政作用法 ③ 行政救済法
Q2	行政組織法とは
□□□	行政組織法とは、行政の内部関係を規律する法をいう。たとえば、内閣法、内閣府設置法、国家行政組織法などがある。
Q3	行政主体とは、また、どのような種類があるか
□□□	行政主体とは、行政上の権利義務を負い、自己の名と責任において行政活動を行う法人をいう。国や地方公共団体などがある。
Q4	行政機関とは、また、どのような種類があるか
□□□	行政機関とは、国・地方公共団体などの行政主体の手足となって意思決定及び表示を行う単位をいう。行政機関には、行政庁、補助機関、諮問機関、参与機関、執行機関がある。
Q5	行政庁とは、また、行政庁の具体例とは
□□□	行政庁とは、行政主体の意思決定を行い、それを外部に表示する権限を有する機関をいう。具体例として、各省大臣、地方公共団体の長などがある。
Q6	行政作用法とは、また、どのような作用があるか
□□□	行政作用法とは、行政と私人との法律関係を規律する法をいう。 行政作用には、伝統的な行政作用である、行政立法、行政行為、行政上の義務履行確保・行政罰の他に、行政契約、行政指導、行政計画、行政調査などがある。
Q7	規制行政とは、また、給付行政とは
□□□	規制行政とは、国民の生命・健康の保護や社会秩序の維持などの目的のために、私人の権利利益に制限を加える行政活動をいう。 給付行政とは、私人に対して、財やサービスを提供する行政活動をいう。たとえば、水道法や下水道法は、地方公共団体が水道や下水道を整備し、住民の生活環境を改善することに寄与することを目的としている。

Q8	二面関係の規制行政とは、また、三面関係の規制行政とは
□□□	<p>二面関係の規制行政とは、規制主体としての国・公共団体と規制対象としての私人との法律関係をいう。</p> <p>これに対して、三面関係の規制行政とは、規制主体としての国・公共団体と規制対象としての私人との法律関係に加えて、規制によって保護された利益を持つ周辺住民との法律関係をいう。</p>
Q9	行政救済法とは
□□□	<p>行政救済法とは、行政作用により、私人の権利利益が侵害されたとき、または、侵害されそうになったときに、私人の救済を図る法をいう。</p>
Q10	法律による行政の原理とは
□□□	<p>法律による行政の原理とは、行政活動は、国民の代表によって作られた法律に従って行われなければならないという原則をいう。</p> <p>法律による行政の原理は、①国民の権利・自由を保障するという自由主義的意義と、②行政権が国民の代表によって作られた法律に服するという民主主義的意義を有する。</p>
Q11	法律の留保とは
□□□	<p>法律の留保の原則とは、行政機関が一定の行政活動を行うためには、法律によって権限が与えられていなければならないという原則をいう。</p>
Q12	侵害留保説とは
□□□	<p>侵害留保説とは、行政実務は、国民に義務を課したり、権利を制限する侵害行政については、法律の根拠が必要であるが、それ以外のものについては、法律の根拠は要しない。</p>

行政作用法

II-01 行政作用法

Q1	行政立法とは
□□□	行政立法(行政準則)とは、行政機関が定立する一般的・抽象的法規をいう。行政立法には、①法規命令と、②行政規則がある。
Q2	法規命令とは
□□□	法規命令とは、行政機関の定める規範のうち、国民の権利義務に関わる法規としての性質を有する規範をいう。法規命令には、①委任命令と、②執行命令がある。
Q3	委任命令とは、また、委任命令を制定する場合、法律の根拠は必要か
□□□	委任命令とは、法律の委任により、国民の権利義務について定めるものをいう。 委任命令については、法律の根拠が必要となる。
Q4	行政機関が定立する命令のうち、①内閣の制定する命令、②内閣総理大臣の制定する命令、③主任の大臣の制定する命令、④外局の委員会が制定する命令を、それぞれ何というか
□□□	① 政令 ② 内閣府令 ③ 省令 ④ 規則
Q5	行政規則とは、また、行政規則を制定する場合、法律の根拠は必要か
□□□	行政規則とは、行政機関が定める規範のうち、国民の権利義務に関わる法規としての性質を有しないものをいう。 法規としての性格を有しないため、法律の根拠は不要である。
Q6	通達とは、また、判例は、通達の性質について、どのように解しているか
□□□	通達とは、上級行政機関が下級行政機関および職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発するものをいう(国家行政組織法14条2項)。 判例は、通達は、原則として、法規の性質をもつものではなく、上級行政機関が関係下級行政機関および職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発するものであり、このような通達は右

	<p>機関および職員に対する行政組織内部における命令にすぎないから、これらのものがその通達に拘束されることはあっても、一般の国民は直接これに拘束されるものではないと解している。</p>
Q7	<p>意見公募手続における「命令等」(①法律に基づく命令または規則、②審査基準、③処分基準、④行政指導指針)は、どのように区別されるか</p>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>①法律に基づく命令(処分の要件を定める告示を含む)または規則は、法規命令、②審査基準、③処分基準、④行政指導指針は、行政規則に分類される。</p>
Q8	<p>行政行為とは</p>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>行政行為とは、行政庁が、一方的行為により、具体的に国民の権利義務を規律する行為をいう。</p>
Q9	<p>講学上の「行政行為」概念と実定法上の「処分」概念との相違点は</p>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>行政行為という概念と「処分」という概念は、ほぼ一致するが、行政事件訴訟法が取消訴訟の対象として使用している「処分」概念は、これを規定する法律の解釈により、行政行為概念とは一致しないこともある。</p>
Q10	<p>法律行為的行政行為とは、また、どのような種類があるか</p>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>法律行為的行政行為とは、行政庁が一定の法律効果の発生を欲する意思(効果意思)を有し、その意思を外部に表示する行為によって成立する行為をいう。法律行為的行政行為は、①命令的行為と、②形成的行為に分類される。</p>
Q11	<p>準法律行為的行政行為とは、また、どのような種類のものがあるか</p>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>準法律行為的行政行為とは、行政庁が、一定の判断・認識などを示し、それに対して法律が一定の法的効果を与える行為をいう。準法律行為的行政行為は、①確認、②公証、③通知、④受理がある。</p>
Q12	<p>許可とは</p>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>許可は、不作為義務を解除する行為をいう。</p>
Q13	<p>特許とは</p>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>特許とは、国民が本来有しない権利や地位を設定することをいう。</p>
Q14	<p>認可とは</p>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>認可とは、私人間の法律行為を補充して、その法律上の効力を完成させる行為をいう。</p>
Q15	<p>行政行為の特殊な効力には、どのようなものがあるか</p>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>① 公定力 ② 不可争力 ③ 不可変更力</p>

	④ 執行力
Q16	判例は、公定力の意義についてどのように解しているか、また、通説は、公定力の根拠について、どのように解しているか
□□□	<p>判例は、公定力の意義について、「行政処分は、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめるものと認むべき場合を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有する」としている(最判昭30.12.26)。</p> <p>通説は、取消訴訟という訴訟手続が存在することが公定力の根拠と解している(取消訴訟の排他的管轄)。</p>
Q17	①不可争力、②自力執行力、③不可変更力とは
□□□	<p>不可争力とは、一定期間を経過すると、国民の側から、行政行為の効力を争うことができなくなる効力をいう。</p> <p>執行力とは、行政庁が一定の義務を命じ、相手方がその義務を履行しないときに、行政庁が裁判に訴えることなく、自ら強制執行できる効力をいう。</p> <p>不可変更力とは、一定の行政行為について、行政庁自らが取消しや変更ができなくなる効力をいう。</p>
Q18	取り消しうべき行政行為とは、また、その効果とは
□□□	<p>取り消しうべき行政行為とは、違法であるが、権限ある機関により取り消されない限り、有効なものとして扱われる行為をいう。</p> <p>取り消しうべき行政行為には、公定力があり、行政行為が取り消されると、当該行政行為の成立時に遡って無効となる。</p>
Q19	無効な行政行為とは、また、その効果とは
□□□	<p>無効な行政行為とは、行政行為の瑕疵が重大かつ明白な行為をいう。</p> <p>判例は、無効原因となる重大・明白な違法とは、処分要件の存在を肯定する処分庁の認定に重大・明白な誤認があると認められる場合を指すものとしている(重大明白説 最判昭34.9.22)。</p> <p>無効な行政行為には、公定力が生じない。また、不可争力も生じないため、不服申立期間・出訴期間の制限がない。</p>
Q20	行政行為の取消しとは、また、法律の根拠は必要か
□□□	<p>行政行為の取消しとは、行政行為の成立時の瑕疵を理由として、その効力を遡及的に消滅させることをいう。原則として、自由に取消することができるが、一定の場合(たとえば、授益的行政行為)には、制限されることもある。行政行為の取消しの効果は、遡及的無効である。</p> <p>法律の根拠は、不要である。</p>

<p>Q21</p> <p>□□□</p>	<p>行政行為の撤回とは、また、法律の根拠は必要か</p> <p>行政行為の撤回とは、有効に成立した行政行為について、その後の事情を理由として、その効力を将来的に消滅させることをいう。原則として、自由に撤回することができるが、一定の場合(たとえば、授益的行政行為)には、制限されることもある。行政行為の撤回の効果は、将来的無効である。</p> <p>法律の根拠は不要である。</p>
<p>Q22</p> <p>□□□</p>	<p>行政指導とは、また、どのような種類があるか</p> <p>行政指導とは、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう」(行政手続法2条6号)。</p> <p>① 規制行政指導 ② 助成行政指導 ③ 調整行政指導</p>
<p>Q23</p> <p>□□□</p>	<p>行政指導を行う場合、法律の根拠は必要か</p> <p>行政指導は、相手方の任意を前提とする事実行為にすぎないため、法律上の根拠は不要である。もっとも、行政指導を行うためには、組織法上の根拠は必要である。</p>
<p>Q24</p> <p>□□□</p>	<p>行政指導に携わる者が、行政指導をする際に、その相手方に対して明示しなければならない項目とは</p> <p>① 権限を行使し得る根拠となる法令の条項 ② 当該条項に規定する要件 ③ 権限の行使が当該要件に適合する理由を示さなければならない(行政手続法35条2項)。</p>
<p>Q25</p> <p>□□□</p>	<p>行政指導の中止等の求めとは</p> <p>行政指導の中止等の求めとは、法律に基づく行政指導を受けた相手方が、行政指導が法律の要件に適合しないと思量する場合に、行政指導の中止等を求めることができるものをいう。</p>
<p>Q26</p> <p>□□□</p>	<p>処分等の求めとは</p> <p>処分等の求めとは、国民が、法律違反をしている事実を発見した場合に、是正のための処分等を求めることができるものをいう。</p>
<p>Q27</p> <p>□□□</p>	<p>行政指導に「処分性」を認めた判例とは</p> <p>病院開設中止勧告事件(最判平17.7.15)</p>
<p>Q28</p> <p>□□□</p>	<p>行政裁量とは</p> <p>行政裁量とは、行政庁に与えられた独自の判断の余地のことをいう。</p>

<p>Q29</p>	<p>要件裁量とは、また、要件裁量を認めた判例として、どのような判例があるか</p>
<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>要件裁量とは、法律要件の部分に、行政庁の自由な判断の余地を認めるものをいう。 マクリーン事件(最大判昭53.10.4)</p>
<p>Q30</p>	<p>効果裁量とは、また、効果裁量と認めた判例として、どのような判例があるか</p>
<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>効果裁量とは、法律効果の部分に、行政庁の自由な判断の余地を認めるものをいう。 神戸税関事件(最判昭52.12.20)</p>
<p>Q31</p>	<p>行政裁量に関して、行政事件訴訟法はどのように規定しているか</p>
<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があった場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる(行政事件訴訟法30条)。</p>
<p>Q32</p>	<p>実体法上、どのような場合に、裁量権の逸脱・濫用があったといえるか</p>
<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>判例は、事実誤認、目的違反・動機違反、信義則違反、平等原則違反、比例原則違反の場合に、裁量権の逸脱・濫用があったとしている。</p>
<p>Q33</p>	<p>判断過程審査とは</p>
<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>判断過程審査とは、行政決定の判断過程の適正さを確保することによって行政裁量を法的に統制しようとする審査方式をいう。</p>
<p>Q34</p>	<p>行政上の強制執行とは、また、どのようなものがあるか</p>
<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>行政上の強制執行とは、義務者が行政上の義務の履行をしないときに、行政主体が、自らの手で、義務履行の実現を図る制度をいう。 ① 行政代執行 ② 執行罰 ③ 直接強制 ④ 行政上の強制徴収</p>
<p>Q35</p>	<p>行政代執行とは</p>
<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>行政代執行とは、法律によりまたは法律に基き行政庁により命ぜられた行為について義務者がこれを履行しない場合、当該行政庁が、自ら義務者のなすべき行為をなし、または第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収するものをいう(代執行法2条)。</p>
<p>Q36</p>	<p>直接強制とは</p>
<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	<p>直接強制とは、行政上の義務を履行しない場合に、行政庁が直接義務者の財産または身体に実力を行使して、義務の履行を強制するものをいう。</p>

Q37	直接強制を定めている法律(個別法)にはどのようなものがあるか
□□□	現在では、成田新法(新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法)の中に、その例があるだけである。
Q38	執行罰とは
□□□	執行罰とは、行政上の義務を履行しない場合に、一定額の過料を科すことにより、心理的な圧迫を加えることで、間接的に履行を強制するものをいう。
Q39	行政上の強制徴収とは
□□□	行政上の強制徴収とは、行政上の金銭債務を義務者が履行しない場合に、強制的に義務者の財産を換価することによって債務の実現を図るものをいう。 現在、強制徴収は、「滞納処分」が代表例であり、国税では、国税徴収法、地方税では、地方税法が根拠法となっている。
Q40	即時強制とは
□□□	即時強制とは、相手方に義務を課すことなく、実力を行使して行政目的を実現する行為をいう。
Q41	即時強制と直接強制の相違点は
□□□	直接強制は、義務の不履行を前提とするのに対して、即時強制は、義務の不履行を前提としない点で、両者は区別される。
Q42	即時強制を定めている法律(個別法)にはどのようなものがあるか
□□□	<p>【身体に対する強制】</p> <p>① 警察官職務執行法3条・4条・5条</p> <p>② 感染予防法19条3項</p> <p>③ 入管法39条1項</p> <p>【財産に対する強制】</p> <p>① 消防法29条2項</p> <p>② 食品衛生法54条</p>

II-02 行政手続法

Q1	行政手続法とは
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	行政手続法とは、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする法律をいう(行政手続法1条1項)。
Q2	行政手続法は、地方公共団体の処分等について、どのように規定しているか(適用除外)
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	地方公共団体の機関がする処分(その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。)、行政指導、地方公共団体の機関に対する届出(通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。)、地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、適用除外とされる。
Q3	申請に対する処分とは
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	申請に対する処分とは、法令に基づいて行政庁に許認可等を求める行為に対して、行政庁が諾否の応答をすべき処分をいう(行政手続法2条3号)。
Q4	審査基準とは、また、理論上、何に分類されるか
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	審査基準とは、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。 審査基準は、行政規則に分類されるため、国民の権利義務とは関わらない規範である。
Q5	標準処理期間とは
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	標準処理期間とは、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間をいう。
Q6	理由の提示の制度趣旨とは
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	判例は、理由の提示の趣旨について、法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨としている(最判昭38.5.31)。
Q7	申請に対する処分において、申請者以外の者の利害を考慮する制度として、どのような制度が規定されているか
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	公聴会の開催等

<p>Q8</p>	<p>不利益処分とは(定義)、また、不利益処分に該当しないものは(適用除外)</p>
<p>□□□</p>	<p>不利益処分とは、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、またはその権利を制限する処分をいう。 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分などは、不利益処分には当たらない。</p>
<p>Q9</p>	<p>聴聞手続と弁明手続の振り分け基準は</p>
<p>□□□</p>	<p>【聴聞手続】 ① 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。 ② ①に規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。 ③ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。 ④ ①から③までに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。 【弁明手続】 ①から④までのいずれにも該当しないとき</p>
<p>Q10</p>	<p>聴聞における主宰者とは</p>
<p>□□□</p>	<p>聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。</p>
<p>Q11</p>	<p>聴聞における審理の方式は</p>
<p>□□□</p>	<p>聴聞における審理は、原則として、口頭での意見陳述の機会が保障される(口頭審理主義)。また、聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、非公開である(行政手続法20条6項)。</p>
<p>Q12</p>	<p>聴聞調書には、いつ、何を記載しなければならないか</p>
<p>□□□</p>	<p>主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない(行政手続法24条1項)。</p>
<p>Q13</p>	<p>報告書には、いつ、何を記載しなければならないか</p>
<p>□□□</p>	<p>また、主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、聴聞の調書とともに行政庁に提出しなければならない(行政手続法24条3項)。</p>

行政救済法

III-01 行政不服審査法

Q1	行政救済法とは
□□□	<p>行政救済法とは、行政作用により、私人の権利利益が侵害されたとき、または、侵害されそうになったときに、私人の救済を図る法をいう。</p> <p>行政救済法は、違法な行政活動を防止・是正するための行政争訟法と、行政活動によって私人が被った損害を填補するための国家補償法に大別される。</p>
Q2	行政争訟法とは
□□□	<p>行政争訟法は、行政に対して違法な行政活動の是正を求める行政上の不服申立てと、裁判所に対して救済の求める行政訴訟から構成される。</p> <p>行政上の不服申立ての一般法として行政不服審査法、行政訴訟の一般法として行政事件訴訟法がある。</p>
Q3	国家補償法とは
□□□	<p>国家補償法は、違法な行政活動によって生じた損害の賠償を求める国家賠償と、適法な行政活動によって生じた被害の補償を求める損失補償から構成される。国家賠償の一般法として国家賠償法がある。</p>
Q4	行政不服申立てとは
□□□	<p>行政不服申立てとは、行政庁の違法または不当な処分その他公権力の行使につき、国民が行政に対して不服を申し立てる手続をいう(行政不服審査法1条1項)。行政不服審査法は、行政上の不服申立てに関する一般法とされている。</p>
Q5	行政不服審査法の目的は、改正によって、どのように変わったか
□□□	<p>改正により、行政不服審査法1条1項では、これまで以上に公正な手続のもとで国民の権利利益の救済を図るものであることを明らかにするため、行政不服審査制度が、簡易迅速かつ「公正な手続」であることが明記された。</p>
Q6	取消訴訟と審査請求との関係は
□□□	<p>行政処分に対して、行政不服審査法上の審査請求ができる場合、原則として審査請求をしてもよいし、取消訴訟を提起してもよいとされている(自由選択主義 行政事件訴訟法8条1項本文)。</p> <p>ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後で</p>

	なければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、先に審査請求をしなければならない(審査請求前置主義 行政事件訴訟法8条1項ただし書)。
Q7	行政不服審査法の定める不服申立ての種類とは
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	① 審査請求 ② 再調査の請求 ③ 再審査請求
Q8	再調査の請求とは、また、どのような場合に許容されるか
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	再調査の請求とは、要件事実の認定の当否に係る不服申立てが大量になされる処分等について、処分庁が、簡易な手続で事実関係の再調査をすることによって、処分の見直しを行う手続をいう。 処分庁以外の行政庁に対して審査請求ができる場合において、個別法で再調査の請求をすることができる旨を規定する場合にのみ請求できる(行政不服審査法5条1項本文)。
Q9	再調査の請求ができる場合、審査請求と再調査の請求の関係は
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	審査請求と再調査の請求のいずれを利用するかは自由選択であるが、再調査の請求をしたときは、原則として、再調査の請求の決定を経た後でなければ審査請求は認められず(行政不服審査法5条2項本文)、審査請求をしたときは、同一処分について再調査の請求をすることはできない(同条1項ただし書)。
Q10	再審査請求とは、また、どのような場合に許容されるか
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	再審査請求とは、審査請求の裁決後、当該裁決に不服のある者がすることができる手続をいう。 再審査請求は、個別法に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合に限り請求できる(行政不服審査法6条1項)。
Q11	再審査請求ができる場合、再審査請求と取消訴訟の関係は
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	再審査請求ができる場合において、審査請求の裁決に不服がある者が、再審査請求をするか、取消訴訟を提起するかは、自由選択となる。
Q12	審査請求の対象となる「処分」・「不作為」とは
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	処分とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう(行政不服審査法1条2項)。 不作為とは、法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう(行政不服審査法3条)。なお、再調査の請求と再審査請求は、処分に限られ、不作為に対してはすることができない(行政不服審査法5条1項、6条1項)。

Q13	処分につき審査請求をすることができるのは、どのような者か
□□□	処分についての審査請求は、「行政庁の処分に不服がある者」(行政不服審査法2条)がすることができる。
Q14	不作為につき審査請求をすることができるのは、どのような者か
□□□	不作為についての審査請求は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」(行政不服審査法3条)がすることができる。
Q15	標準審理期間とは
□□□	標準審理期間とは、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間をいう。標準審理期間には、補正に要する期間は含まれない。
Q16	審理員とは、また、審理員の除斥事由とは
□□□	<p>【意義】 審理員とは、審理手続を主宰するため、審査庁に所属する職員から指名される者をいう。</p> <p>【審理員の除斥事由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者または審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者 ② 審査請求人 ③ 審査請求人の配偶者、4親等内の親族または同居の親族 ④ 審査請求人の代理人 ⑤ 過去に③④であった者 ⑥ 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人または補助監督人 ⑦ 第13条第1項に規定する利害関係人
Q17	弁明書・反論書、意見書とは
□□□	<p>弁明書とは、処分を行ったこと、または処分を行っていないことについての理由を記載した書面をいう。</p> <p>反論書とは、弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面をいう(行政不服審査法30条1項)。</p> <p>意見書とは、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面をいう(行政不服審査法30条2項)。</p>
Q18	審理手続が終結したとき、審理員が、審査庁に提出すべきものは
□□□	審理員は、審理の結果を審理員意見書にまとめ、これを事件記録とともに審査庁に提出しなければならない(行政不服審査法42条2項)。

<p>Q19</p>	<p>行政不服審査会とは、また、行政不服審査会への諮問を要しない場合とは</p>
<p>□□□</p>	<p>【意義】 行政不服審査会とは、審査庁たる主任の大臣等の諮問に応じ、審査請求に係る事件について調査審議を行い、主任の大臣等に対して答申を行う諮問機関をいう。</p> <p>【行政不服審査会への諮問を要しない場合】</p> <p>① 処分につき、審議会等の議を経て当該処分がされた場合 ② 裁決につき、行政機関若しくは地方公共団体の議会等の議を経て裁決をしようとする場合 ③ 審議会等の議を経て申請満足型の裁決をしようとする場合 ④ 審査請求人から、諮問を希望しない旨の申出がされている場合(参加人から、諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。) ⑤ 行政不服審査会等によって、諮問を要しないものと認められたものである場合 ⑥ 審査請求が不適法であり、却下する場合 ⑦ 審査請求に係る処分の全部を取り消し、事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合(反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)</p>
<p>Q20</p>	<p>執行停止には、どのような種類のものがあるか</p>
<p>□□□</p>	<p>① 任意的執行停止 ② 義務的執行停止</p>
<p>Q21</p>	<p>審理員より執行停止すべき旨の意見書が提出された場合、審査庁は、どのような対応をすべきか</p>
<p>□□□</p>	<p>審理員から、執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない(行政不服審査法25条7項)。もともと、審査庁は、執行停止をすべき旨の意見書の内容に拘束されるものではない。</p>
<p>Q22</p>	<p>審査請求の裁決には、どのようなものがあるか</p>
<p>□□□</p>	<p>① 却下裁決 ② 棄却裁決 ③ 認容裁決 ④ 事情裁決</p>

Q23	事情裁決とは
□□□	<p>事情裁決とは、不服申立てに理由があり、処分が違法または不当であると判断された場合でも、公の利益に著しい障害を生ずる場合に当該処分を維持するためにする棄却裁決をいう。事情裁決をする場合、裁決の主文で、当該裁決が違法または不当であることを宣言する。</p>
24	裁決・決定には、どのような効力があるか
□□□	<p>行政庁の出した裁決には、公定力等の行政行為としての効力のほかに、争訟裁断行為であることゆえの不可変更力と、関係行政庁に対する拘束力を有する(行政不服審査法52条1項)。</p>

Ⅲ-02 行政事件訴訟法

<p>Q1</p> <p>□□□</p>	<p>行政事件訴訟法とは、また、4種類の行政事件訴訟とは</p> <p>行政事件訴訟とは、裁判によって違法な行政作用を是正し、これにより権利利益を侵害された国民の救済に資するための訴訟手続きをいう。行政事件訴訟法は、行政事件訴訟に関する一般法とされている。</p> <p>行政事件訴訟法は、「行政事件訴訟」として、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟、機関訴訟の4種類を定めている。</p>
<p>Q2</p> <p>□□□</p>	<p>主観訴訟・客観訴訟とは、また、「法律上の争訟」との関係は</p> <p>主観訴訟とは、国民の個人的な権利利益の保護を目的とする訴訟をいい、抗告訴訟及び当事者訴訟がある。</p> <p>客観訴訟とは、国民の個人的な権利救済を目的としたものではなく、行政の客観的な法秩序維持を目的とする訴訟をいい、民衆訴訟及び機関訴訟がある。</p> <p>日本の司法制度は、主観訴訟を原則としており、「法律上の争訟」(裁判所法3条)に当たれば提起することができるのに対し、客観訴訟は、法律に定めがある場合にのみ例外的に提起することができるにすぎない(行政事件訴訟法42条)。</p>
<p>Q3</p> <p>□□□</p>	<p>抗告訴訟とは</p> <p>抗告訴訟とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟のことをいう。</p>
<p>Q4</p> <p>□□□</p>	<p>処分の取消訴訟とは、また、裁決の取消訴訟とは</p> <p>処分の取消訴訟とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為の取消しを求める訴訟をいう。</p> <p>裁決の取消訴訟とは、審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しを求める訴訟をいう。</p> <p>行政処分不服がある場合、原告は、原処分に対する取消訴訟を提起しても、その処分についての審査請求の棄却処分に対する裁決の取消訴訟を提起してもよい。無効等確認の訴えとは、処分若しくは裁決の存否またはその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。</p>
<p>Q5</p> <p>□□□</p>	<p>無効等確認の訴えとは</p> <p>無効等確認の訴えとは、処分若しくは裁決の存否またはその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。</p>

<p>Q6</p>	<p>不作為の違法確認訴訟とは</p>
<p>□□□</p>	<p>不作為の違法確認の訴えとは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分または裁決をすべきであるにもかかわらず、これをしてしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。</p>
<p>Q7</p>	<p>義務付け訴訟とは</p>
<p>□□□</p>	<p>義務付けの訴えとは、①行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき、または、②行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請または審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分または裁決をすべきであるにもかかわらずこれがされないときに、行政庁がその処分または裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。</p>
<p>Q8</p>	<p>差止訴訟とは</p>
<p>□□□</p>	<p>差止めの訴えとは、行政庁が一定の処分または裁決をすべきでないにもかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分または裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。</p>
<p>Q9</p>	<p>当事者訴訟とは</p>
<p>□□□</p>	<p>当事者訴訟とは、①当事者間の法律関係を確認しまたは形成する処分または裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの、及び、②公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟のこと。①を形式的当事者訴訟、②を実質的当事者訴訟という。</p>
<p>Q10</p>	<p>民衆訴訟とは</p>
<p>□□□</p>	<p>民衆訴訟とは、国または公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう。</p>
<p>Q11</p>	<p>機関訴訟とは</p>
<p>□□□</p>	<p>機関訴訟とは、国または公共団体の機関相互間における権限の存否またはその行使に関する紛争についての訴訟をいう。</p>
<p>Q12</p>	<p>争点訴訟とは</p>
<p>□□□</p>	<p>争点訴訟とは、私法上の法律関係に関する訴訟において、行政庁の処分若しくは裁決の存否またはその効力の有無が前提問題として争われる訴訟をいう。</p>
<p>Q13</p>	<p>訴訟要件とは</p>
<p>□□□</p>	<p>訴訟要件とは、訴えを適法とする要件であり、本案審理をするために具備しなければならない要件をいう。訴訟要件を満たさない訴えは不適法であり、本案審理に入ることなく、訴えは却下される。</p>

	行政事件訴訟法は、取消訴訟の訴訟要件として、①処分性、②原告適格、③狭義の訴えの利益、④被告適格、⑤管轄、⑥出訴期間、⑦不服申立前置を規定する。
Q14	判例は、「行政庁の処分」(処分性)について、どのように解しているか
□□□	「処分」とは、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう(最判昭39.10.29)。
Q15	原告適格とは、また、原告適格の有無が問題となる典型的な場面とは
□□□	原告適格とは、具体的な事件について、訴訟を提起する資格のことをいう。原告適格は、「法律上の利益を有する者」に限り認められている。 一般的に、不利益処分の相手方または名宛人が、原告適格を有するのは当然である(二面関係)。原告適格の有無が問題となる典型は、処分の相手方以外の第三者(たとえば、周辺住民など)が、他者に対する授益的処分により、何らかの不利益を被るとして、その処分の取消しを求める場面(三面関係)である。
Q16	被告適格とは
□□□	取消訴訟の被告となるのは、原則として、処分(裁決)を行った行政庁の所属する行政主体(国または公共団体)である(行政事件訴訟法11条1項)。 処分または裁決をした行政庁が国または公共団体に所属しない場合には、当該行政庁が被告となる。
Q17	取消訴訟の原則的な管轄裁判所は
□□□	取消訴訟の管轄裁判所は、原則として、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所または処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所である(行政事件訴訟法12条1項)。
Q18	取消訴訟の主観的出訴期間と客観的出訴期間は
□□□	取消訴訟の主観的出訴期間は、原則として、処分または裁決があったことを知った日から6か月、客観的出訴期間は、処分または裁決の日から1年である(行政事件訴訟法14条)。 例外として、①正当な理由があるときは、出訴期間経過後も訴えを提起できる。また、②処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合または行政庁が誤って審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、これに対する裁決があつたことを知った日または裁決の日が起算点となる。

<p>Q19</p>	<p>執行不停止の原則とは</p>
<p>□□□</p>	<p>執行不停止の原則とは、取消訴訟が提起されても行政処分^の執行を停止しないことをいう(行政事件訴訟法25条1項)。この趣旨は、行政の円滑な運営に支障をきたすことを防止するためである。</p>
<p>Q20</p>	<p>執行停止の積極要件とは、執行停止の消極要件とは</p>
<p>□□□</p>	<p>① 積極的要件 執行停止の積極的要件は、①本案訴訟の係属、②重大な損害を避けるため緊急の必要があるときである。 本案訴訟の係属とは、本案訴訟として、取消訴訟が適法に裁判所に継続していることが必要となる。</p> <p>② 消極的要件 執行停止の消極的要件は、①公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、②本案について理由がないとみえるときである。 なお、執行停止の申立てをするには、申立ての利益が必要である。これは、申請人が執行停止によって現実に救済される必要があるためであり、狭義の訴えの利益と同じ趣旨である。</p>
<p>Q21</p>	<p>内閣総理大臣の異議とは</p>
<p>□□□</p>	<p>内閣総理大臣の異議とは、行政権を代表する内閣総理大臣に執行停止に対する異議を認め、行政の停滞を回避するための手段をいう。</p>
<p>Q22</p>	<p>取消訴訟の判決にはどのようなパターンがあるか</p>
<p>□□□</p>	<p>① 却下判決 ② 棄却判決 ③ 認容判決 ④ 事情判決</p>
<p>Q23</p>	<p>事情判決とは</p>
<p>□□□</p>	<p>事情判決とは、原告の請求に理由があり、処分または裁決が違法であると判断された場合でも、公の利益に著しい障害を生ずる場合に当該処分を維持するためにする棄却判決のことをいう(行政事件訴訟法31条1項)。</p>
<p>Q24</p>	<p>既判力とは</p>
<p>□□□</p>	<p>既判力とは、判決の確定により当事者及び裁判所は同一の訴訟物につき異なる主張及び判断をすることができなくなる効力のことをいう。</p>
<p>Q25</p>	<p>形成力とは</p>
<p>□□□</p>	<p>形成力とは、取消訴訟において、処分が違法であるとされた場合に、その処分の効力が遡って消滅する効力のことをいう。当事者同士においてこの効力が発生することは当然だが、第三者効も認められている(行政事件訴訟法32条1項)。</p>

Q26	拘束力とは
□□□	拘束力とは、行政庁に対し、当該取消判決の趣旨に従って行動することを義務付ける効力のことをいう。

Ⅲ-03 国家賠償法

Q1	国家賠償法1条の責任とは
□□□	国家賠償法1条の責任とは、国または公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときに、国または公共団体がこれを賠償する制度をいう。
Q2	国家賠償法1条の要件とは
□□□	<ul style="list-style-type: none"> ① 国または公共団体 ② 公権力の行使 ③ 公務員 ④ 職務行為関連性 ⑤ 故意過失と違法性 ⑥ 損害の発生
Q3	判例は、行手法・行審法・行訴法における「公権力の行使」概念と、国家賠償法1条における「公権力の行使」概念との関係について、どのように解しているか
□□□	「公権力の行使」という概念は、行政手続法2条2号、行政不服審査法1条、行政事件訴訟法3条1項にもあるが、判例・通説は、国家賠償法の「公権力の行使」概念を、これらよりも広く解している。
Q4	国家公務員法1条1項の「公務員」とは
□□□	「公務員」とは、国家公務員法や地方公務員法上の公務員だけではなく、行政から公権力の行使を委託された私人や民間企業も含むと解されている。
Q5	判例は、規制権限不行使が、国家賠償法上違法と評価されるための判断基準について、どのように解しているか
□□□	判例は、国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となるものと解している。
Q6	国家公務員法1条の効果とは
□□□	<ul style="list-style-type: none"> ① 国または公共団体の賠償責任 判例は、公務員は個人責任を負わないとしている(最判昭30.4.19)。 ② 公務員に対する求償権 公務員に故意または重大な過失があったときは、国または公共団体は、

	その公務員に対して求償権を有する(国家賠償法1条2項)。
--	------------------------------

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

① 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

② 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第15条の4の5第1項において「航行廃棄物」という。)並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。)を除く。)

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第13条の2第1項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、第12条の3第1項に規定する事業者、同条第3項に規定する運搬受託者及び同条第4項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第3章 産業廃棄物

第3節 産業廃棄物処理業

(産業廃棄物処理業)

第14条 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第14条の3の3まで、第15条の4の2、第15条の4の3第3項及び第15条の4の4第3項において同じ。)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可は、5年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許

可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - ① その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - ② 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者
 - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
 - ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
 - ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
 - ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
 - ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
- 7 前項の許可は、5年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 10 都道府県知事は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - ① その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - ② 申請者が第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しないこと。
- 11 第1項又は第6項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 12 第1項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第6項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処分業者」という。）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
- 13 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない。
- 14 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 15 産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集又は運搬を、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない。
- 16 産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、産業廃棄物

処分業者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでない。

- 17 第7条第15項及び第16項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第15項中「一般廃棄物の」とあるのは、「産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

(変更の許可等)

第14条の2 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、その産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- 2 前条第5項及び第11項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第10項及び第11項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。
- 3 第7条の2第3項及び第4項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第3項中「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第4項中「前条第5項第4号イからへまで又はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号ト)」とあるのは「第14条第5項第2号イ(前条第5項第4号トに係るものを除く。)又は第14条第5項第2号ハからホまで(前条第5項第4号ト又は第14条第5項第2号ロと、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(事業の停止)

第14条の3 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- ① 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- ② その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第14条第5項第1号又は第10項第1号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- ③ 第14条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可の取消し)

第14条の3の2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- ① 第14条第5項第2号イ(第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)又は第14条第5項第2号ロ若しくはへに該当するに至つたとき。
- ② 第14条第5項第2号ハからホまで(同号イ(第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)又は第14条第5項第2号ロに係るものに限る。)に該当するに至つたとき。
- ③ 第14条第5項第2号ハからホまで(同号イ(第7条第5項第4号ニに係るものに限る。)に係るものに限る。)に該当するに至つたとき。
- ④ 第14条第5項第2号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至つたとき(前3号に該当する場合を除く。)。
- ⑤ 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

- ⑥ 不正の手段により第14条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第14条の2第1項の変更の許可を受けたとき。
- 2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

第5節 産業廃棄物処理施設

(産業廃棄物処理施設)

第15条 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
 - ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ② 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - ③ 産業廃棄物処理施設の種類
 - ④ 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - ⑤ 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
 - ⑥ 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
 - ⑦ 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
 - ⑧ 廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
 - ⑨ その他環境省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第2号から第7号までに掲げる事項が、過去になされた第1項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)について第1項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第2項第1号から第4号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類(同項ただし書に規定する場合にあつては、第2項の申請書)を当該告示の日から1月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かななければならない。
- 6 第4項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(許可の基準等)

第15条の2 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- ① その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- ② その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

- ③ 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- ④ 申請者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- 2 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設の設置によって、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難となると認めるときは、同項の許可をしないことができる。
- 3 都道府県知事は、前条第1項の許可(同条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)をする場合においては、あらかじめ、第1項第2号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 前条第1項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 5 前条第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(改善命令等)

第15条の2の7 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じることができる。

- ① 第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第15条の2第1項第1号若しくは第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。
- ② 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が第15条の2第1項第3号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。
- ③ 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- ④ 産業廃棄物処理施設の設置者が第15条の2第4項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可の取消し)

第15条の3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第15条第1項の許可を取り消さなければならない。

- ① 産業廃棄物処理施設の設置者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- ② 前条第3号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分違反したとき。
- ③ 不正の手段により第15条第1項の許可又は第15条の2の6第1項の変更の許可を受けたとき。
- 2 都道府県知事は、前条第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当するときは、又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者が第15条の2の4において読み替えて準用する第8条の5第1項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第15条第1項の許可を取り消すことができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(産業廃棄物処理施設の技術上の基準)

第12条 法第15条の2第1項第1号(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。)の規定による産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場を除く。次条、第12条の6及び第12条の7において同じ。)の全てに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- ① 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- ② 削除
- ③ 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ④ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- ⑤ 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- ⑥ 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
- ⑦ 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

第12条の2 法第15条の2第1項第1号の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

環廃産発第1303299号
平成25年3月29日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

行政処分の方針について(通知)

産業廃棄物行政については、かねてから御尽力いただいているところであるが、今般、平成17年8月12日付け環廃産発第050812003号をもって通知した「行政処分の方針について(通知)」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号)等が平成23年4月1日より施行されたこと等を踏まえ、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり「行政処分の方針」を取りまとめたので通知する。

おって、平成17年8月12日付け環廃産発第050812003号本職通知「行政処分の方針について(通知)」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

行政処分の方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)については、累次の改正により、廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が強化されるとともに、措置命令の対象が拡大するなど、大幅な規制強化の措置が講じられ、廃棄物の不適正処理を防止するため、迅速かつ確かな行政処分を実施することが可能となっている。しかしながら、一部の自治体においては、自社処理と称する無許可業者や一部の悪質な許可業者による不適正処理に対し、行政指導をいたずらに繰り返すにとどまっている事案や、不適正処理を行った許可業者について原状回復措置を講じたことを理由に引き続き営業を行うことを許容するという運用が依然として見受けられる。このように悪質な業者が営業を継続することを許し、断固たる姿勢により法的効果を伴う行政処分を講じなかったことが、一連の大規模不法投棄事案を発生させ、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する国民の不信を招いた大きな原因ともなっていることから、都道府県(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第27条に規定する市(以下「政令市」という。)を含む。以下同じ。)におかれては、違反行為が継続し、生活環境の保全上の支障を生ずる事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するとともに、廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭するため、以下の方針を踏まえ、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたい。

第2 産業廃棄物処理業の事業の停止及び許可の取消し(法第14条の3及び第14条の3の2)

1 趣旨

産業廃棄物処理業の許可制度は、産業廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、事業の用に供する施設及び事業を行う者の能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、産業廃棄物の適正な処理を確保するものである。したがって、その基準に適合しないおそれがあると判断されるに至った場合には、直ちに事業の停止を命ずるとともに(法第14条の3)、その基準に適合しないと判断されるなど、法が許可を取り消すべき場合として定める要件に該当するに至った場合には、速やかに許可を取り消す等の措置を講ずること(法第14条の3の2)。

なお、産業廃棄物処理業者が不法投棄等の重大かつ明白な違反行為を行っているにもか

かわらず、原状回復責任を全うさせること等を理由に許可の取消処分を行わず、事業停止処分等にとどめる事例が見受けられるが、当該運用は、不法投棄等の違反行為を事実上追認するものであり、適正処理を確保するという許可制度の目的及び意義を損ない、産業廃棄物処理に対する国民の不信を増大させるものであるばかりか、違反行為による被害を拡大させかねないものであることから、著しく適正を欠き、かつ、公益を害するものである。したがって、こうした場合には、躊躇(ちゅうちよ)することなく取消処分を行った上で、原状回復については措置命令により対応すること。

2 要件

(1) 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき(法第14条の3第1号)

① 「違反行為」とは、法又は法に基づく処分に違反する行為をいい、それによって刑事処分又は行政処分を受けている必要はないこと。したがって、捜査機関による捜査が進行中である場合又は公訴が提起されて公判手続が進行中である場合であっても、違反行為の事実が客観的に明らかである場合には、留保することなく、速やかに処分を行うべきであること。同様に、刑事処分において起訴猶予を理由とする不起訴の処分が行われた場合であっても、これは犯罪の軽重及び情状、犯罪後の状況などを総合的に判断して検察官が訴追を行わないとする処分を行ったものであって、違反行為の事実は客観的に明らかであることから、将来にわたる生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大の防止を図ることを目的とする法の趣旨に照らし、厳正な行政処分を行うべきであること。また、犯罪に対する刑罰の適用については公訴時効が存在するが、行政処分を課すに当たってはこれを考慮する必要はないこと。

② 「要求」、「依頼」、「唆し」とは、いずれも他人に対して違反行為をすることを働きかける行為であり、実際に違反行為が行われることを要しないものであること。「要求」とは、優越的立場で他人に対して違反行為をすることを求めること、「依頼」とは、「要求」に当たらない場合、すなわち自己と同等以上の地位にある者に対して違反行為をすることを求めることや優越的立場でなく他人に対して違反行為をすることを求めること、「唆し」とは、他人に違反行為を誘い勧めることをいい、「要求」や「依頼」に比べ、一定の行為を行うことを求める程度がより弱いものであり、また、求める者と求められる相手方との関係を問わないものをいうこと。

なお、収集運搬業者が排出事業者に対して委託基準違反に該当する行為や産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)の不交付、不記載等の違反行為をすることを働きかける行為、処分業者に対して架空の管理票を作成することを働きかける行為等が近時少なからず見受けられるが、これらの行為はこの要件に該当するものであり、厳格な行政処分を実施されたいこと。

③ 「助け」とは、他人が違反行為をすることを容易にすることをいい、例えば、収集運搬業者が無許可業者の事業場まで運搬を行う場合、無許可業者への仲介又は斡旋を行う場合、処分業者が、法第12条第6項に規定する委託基準に違反し、あるいは再委託禁止に違反する処分委託であることを知りながらそれを受託する場合などが広くこれに該当すること。

(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第14条第5項第1号又は第10項第1号に規定する基準に適合しなくなったとき(法第14条の3第2号及び第14条の3の2第2項)

① 事業の用に供する施設については、産業廃棄物の種類に応じ、その処理に適する施設を有しなくなることをいい、当該施設が令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設である場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第12条若しくは第12条の2又は一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。)第2条第1項に定める技術上の基準に適合しなくなることを含むものであること。

- ② 能力については、産業廃棄物の処理を的確に行うに足りる知識若しくは技能又は産業廃棄物の処理を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有しなくなることをいうものであること。なお、金銭債務の支払不能に陥った者、事業の継続に支障を来すことなく弁済期日にある債務を弁済することが困難である者、銀行取引停止処分がなされた者、利益が計上できておらず、かつ自己資本比率(貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額で除して得た値をいう。)が10パーセント未満の者であって今後持続的な経営の見込み又は経営の改善の見込みがないもの及び申請に係る事業の将来の見通しについて廃棄物処理部門あるいは企業全体としても適切な収益が見込まれないもの等については、経理的基礎を有しないものと判断して差し支えないこと。同様に、中間処理業者であって未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が現に留保されていない者や最終処分業者であって法第15条の2の4において準用する法第8条の5に規定する維持管理積立金制度に係る必要な積立額が現に積み立てられていない者についても、経理的基礎を有しないと判断して差し支えないこと。このため、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)から都道府県知事(政令市にあつては、市長。以下同じ。)に対し規則第4条の11第2項の通知があつた場合には、報告徴収等の積極的な活用を通じて、経理的基礎の状況の把握に努めること。また、民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続等の手続が開始された法人等の経理的基礎については、事業の実績、再生計画又は更生計画等の内容に照らし慎重に判断する必要があるが、産業廃棄物処理事業に係る経理的状況が手続開始要件とされている場合には、経理的基礎を有しないものと判断して差し支えないこと。その他の場合においても、報告徴収等の積極的な活用を通じて、経理的基礎の状況の把握に努めるとともに、再生手続終結決定又は更生手続終結決定の見込みが立たない段階においては、事業の停止を命ずる等の措置を講ずることも考えられること。
- (3) 第14条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき(法第14条の3第3号及び第14条の3の2第2項)
- 産業廃棄物処理業者により法に規定する基準が遵守され、かつ、生活環境の保全上の支障を生じるおそれがないように、業の遂行に当たつての具体的な手段、方法等について都道府県知事が許可に付した条件に違反することをいうものであること。
- (4) ①法第14条第5項第2号イ(第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」といい、第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。))の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)又は第14条第5項第2号ロ若しくはヘに該当するに至ったとき、②法第14条第5項第2号ハからホまで(同号イ(第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団対策法の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号トに係るものに限る。)又は第14条第5項第2号ロに係るものに限る。)に該当するに至ったとき、③法第14条第5項第2号ハからホまで(同号イ(第7条第5項第4号ロに係るものに限る。))に係るものに限る。)に該当するに至ったとき、④法第14条第5項第2号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき(①から③までに該当する場合を除く。)(法第14条の3の2第1項第1号から第4号まで)
- 欠格要件とは、申請者の一般的適性について、法に従つた適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨とするものであり、産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当するに至つた場合には、許可を取り消さなければならないこと。なお、法人の役員等が欠格要件に該当した場合に、法人が取消処分を受けることを免れるため、事後的に当該役員を解雇若しくは解任したり、又は役員自らがその地位を辞任することが考えられるが、法第14条の3の2第1項第1号から第4号までが欠格要件に「該当するに至つたとき」としてあり、いったん欠格要件に該当した以上、仮に法人の役員等がその地位を完全に辞

任等したとしても許可を取り消さなければならないこと。また、この場合に、退任等の時期を遡らせた変更の登記を行い、当該役員等が欠格要件に該当するより前に退任等していた旨主張するという事例も散見される。しかしながら、そもそも、商業登記簿の登記事項に変更が生じた場合、当事者は遅滞なく変更の登記をすべき法律上の義務がある上、廃棄物処理業者の場合は、その役員に変更があれば変更の日から10日以内に届け出なければならない(法第14条の2第3項)、これに違反した場合は刑罰を科せられるものであるから(法第30条第2号)、欠格要件に該当した後に日付を遡らせた変更の登記がなされることそれ自体が不自然であり、この場合、特段の事情がない限り、当該変更の登記の存在にかかわらず、当該役員は在職中に欠格要件に該当したものと扱って差し支えないこと。この場合、相手方において、変更の登記が真正である旨主張して争うことが想定されることから、処分に当たっては、行政庁としても、当該法人の従業員等からの報告徴収を広く実施するなどして、当該変更の登記の虚偽性について調査を実施することが望ましいこと。

なお、許可業者が欠格要件に該当しても、行政庁において直ちにその旨を把握することが困難であったため、本来処理を業として行うことができない業者が、欠格要件に該当していることが露見するまで引き続き処理を業として行うという、取消処分逃れが横行したことから、平成17年10月1日から、欠格要件に該当した許可業者については、その旨を都道府県知事に届け出ることが義務づけられ(法第14条の2第3項、第14条の5第3項)、これに違反した場合は直罰の対象としたものである。このような趣旨にかんがみ、届出義務違反等の事実を把握した場合は、厳正に対処されたいこと。

欠格要件の判断に当たっては、以下を参照されたいこと。

- ① 法第7条第5項第4号口の「執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」とは、刑法(明治40年法律第45号)第31条による刑の時効によりその執行の免除を受け、又は恩赦法(昭和22年法律第20号)第8条により刑の執行の免除を受けてから5年を経過しない者などをいうものであること。なお、刑の執行猶予の言渡しを受けた者は、同号口に該当するが、この者が執行猶予を取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、刑法第27条により刑の言渡しの効力そのものが失われることから、同号口に該当しないことになるものの、同号口に該当し得るものであること。
- ② 同号二の「法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」とは、法人の業務を執行する権限はないものの、法人に対する実質的な支配力を有する者をいい、例えば、相談役、顧問等の名称を有する者、法人に対し多額の貸金を有することに乗じて法人の経営に介入している者又は一定比率以上の株式を保有する株主若しくは一定比率以上の出資をしている者などが典型的には想定されること。会社法(平成17年法律第86号)に規定する会計参与については、法人の業務を執行する権限及び法人に対する支配力を有しない機関であり、会社法上の役員には該当するものの法上の役員には通常該当しないこと。ただし、会計参与であってもその職務の権限を越えて実質的に支配力を有する場合も想定され、この場合には当該会計参与は法上の役員に該当し得ること。これらを踏まえ、法上の役員の該当性については、法人の従業員等からの報告徴収を積極的に活用するほか、関係機関とも連携して実態を把握し、個別の事例に応じて適切に判断されたいこと。なお、規則第9条の2及び第10条の4等においては、許可の申請に当たって発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称等を把握することとしているが、これらの者は同号二に該当する蓋然性が高いと解されること。また、ここでいう「同等以上の支配力」とは、「取締役(いわゆる「平取締役」)」と同等以上の支配力であれば足りることから、「支配力を有するものと認められる者」については、経営方針を単独の意思で決し得るような強大な権限を有する者であることまでは要しないこと。さらに、これに該当する者は自然人に限られるが、法人が一定比率以上の株式を保有する株主である場合でも、その法人格が全くの形骸に過ぎないと認められる場合、又は法人格が法律の適用を回避するために濫用されているものと認められる場合においては、法人格を否認し、背後にある支配者をもって「支配力

を有するものと認められる者」に該当するものとして差し支えないこと。なお、当該背後にある支配者が「支配力を有するものと認められる者」に該当するか否かは、その法人格が全くの形骸に過ぎない、又は法人格が法律の適用を回避するために濫用されているものと認められるか否かを十分事実確認した上で、判断されたいこと。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号。以下「平成22年改正法」という。)により、同号二について見直しが行われたこと。これにより、役員a及び役員bがその役員を務める法人Aがあり、役員bが法人Bの役員を兼務している場合において、許可取消処分を受けた法人Aの役員を兼務する役員bがその役員を務めていることにより法人Bの許可が取り消される場合は、法上の悪質性が重大な許可取消原因に該当する場合に限定されたこと。悪質性が重大な許可取消原因に該当する場合とは、具体的には、法第7条の4第1項(第4号を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号を除く。)若しくは第2項(これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消された場合又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第41条第2項の規定により許可を取り消された場合であること。例えば、役員aが道路交通法(昭和35年法律第105号)違反により禁錮刑に処せられた場合(法上の悪質性が重大でない場合)、役員aが欠格要件(法第14条第5項第2号イ)に該当することにより、法人Aは欠格要件(法第14条第5項第2号ニ)に該当し、法第14条の3の2第1項第4号により許可が取り消されるが、法第14条の3の2第1項第4号により許可が取り消された法人Aの役員bについては、平成22年改正法により欠格要件に該当しないこととなった(法第7条第5項第4号ニ)ことから、役員bがその役員を務める法人Bは欠格要件に該当しないこと。

さらに、役員aが不法投棄を行ったことにより法違反として罰金刑に処せられた場合(法上の悪質性が重大な場合)、役員aが欠格要件(法第14条第5項第2号イ)に該当することにより、法人Aは欠格要件(法第14条第5項第2号ニ)に該当し、法第14条の3の2第1項第2号により許可が取り消されるところ、法第14条の3の2第1項第2号により許可が取り消された法人Aの役員bについては、引き続き欠格要件に該当する(法第7条第5項第4号ニ)ことから、役員bがその役員を務める法人Bも欠格要件(法第14条第5項第2号ニ)に該当し、法第14条第5項第3号により許可が取り消されるが、法人Bの役員を務める役員cについては、許可の取消しを受けた法人Bの役員ではあるが、法第14条第5項第3号により許可が取り消された法人の役員であった者については、平成22年改正法により欠格要件に該当しないこととなった(法第7条第5項第4号ニ)ことから、欠格要件に該当せず、役員cがその役員を務める法人Cは、その許可を取り消されないこと。

- ③ 同号トの「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者」とは、法第7条第5項第4号イからへまで及び第14条第5項第2号ロからへまでのいずれにも該当しないが、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者をいうこと。具体的には、次のような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものと考えられること。

イ 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けている者

ロ 法、浄化槽法、令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者

ハ 暴力団対策法の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者(当該違反又は罪が廃棄物の処理に関連してなされ又は犯された場合に限る。)

ニ ロに掲げる法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している者

ホ 収集運搬業者が道路交通法に違反して廃棄物の過積載を行い、又は処分業者が廃

棄物処理施設の拡張のために森林法(昭和26年法律第249号)に違反して許可を受けずに森林の伐採等の開発行為を行い、若しくは都市計画法(昭和43年法律第100号)や農地法(昭和27年法律第229号)に違反して開発許可や農地の転用の許可を受けずに廃棄物処理施設を設置するなど、廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者(なお、繰り返し罰金以下の刑に処せられるまでに至っていない場合でも、廃棄物処理業務に関連した他法令違反に係る行政庁の指導等が累積することなどにより、上記と同程度に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者については、下記チに該当すると解して差し支えないこと。)

- へ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者(例えば、自己又は自社と友誼関係にある暴力団の威力を相手方に認識させることにより、その影響力を利用するため、自己又は自社と友誼関係にある者が暴力団員であることを告げ、若しくは暴力団の名称入り名刺等を示し、又は暴力団員に対し暴力団対策法第9条各号に定める暴力的要求行為の要求等を行った者)
- ト 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者(例えば、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、自発的に用心棒その他これに類する役務の有償の提供を受け、又はこれらのものが行う事業、興行、いわゆる「義理ごと」等に参画、参加し、若しくは援助している者)
- チ その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者

なお、現に一部の悪質な許可業者が大規模な不法投棄等の不適正処理を行い重大な社会問題となっており、さらに、これが産業廃棄物処理業界全体に対する国民の不信・反発を招き、ひいては産業廃棄物の適正処理に困難をきたすおそれを生じさせていることを踏まえ、法第7条第5項第4号トについては積極的にその該当性を判断して悪質な許可業者の排除に努められたいこと。

- ④ 法第14条第5項第2号への「暴力団員等がその事業活動を支配する者」とは、典型的には暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者をいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含まれ、具体的には、次の事由を有する者が、特段の事情がない限り、これに該当すると考えられること。

ア 暴力団員等の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。

イ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかに問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること、売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること。

- (5) 法第14条の3第1号(上記(1))に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分(業務の全部又は一部の停止命令)に違反したとき(法第14条の3の2第1項第5号)

「情状が特に重いとき」とは、不法投棄など重大な法違反を行った場合や違反行為を繰り返し行い是正が期待できない場合など、廃棄物の適正処理の確保という法の目的に照らし、業務停止命令等を経ずに直ちに許可を取り消すことが相当である場合をいい、違反行為の態様や回数、違反行為による影響、行為者の是正可能性等の諸事情から判断されるものであること。なお、法第25条から第27条までに掲げる違反行為を行った場合については、重大な法違反を行ったものとしてこれに該当すると解して差し支えないこと。

- (6) 不正の手段により第14条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第14条の2第1項の変更の許可を受けたとき(法第14条の3の2第1項第6号)

「不正の手段」とは、例えば許可申請の際に許可申請書若しくはその添付資料(商業登記簿等)に虚偽の記載をすること、許可の審査に関する行政庁の照会、検査等に対し虚偽の回答をすること、又は暴行、脅迫その他の不正な行為により行政庁の判断を誤らせた場合などをいうこと。

なお、本来許可を受けることができないような者が、事実関係を偽るなどして処理業又は施設設置の許可を受けた場合、当該者については到底適正な廃棄物処理は期待し得ず、不適正な処理を引き起こす可能性が高いほか、許可制度に対する信頼をも損なうなど、その悪質性は無許可営業に準ずるものと認められることから、平成17年10月1日からこの場合は直罰の対象とされたことにかんがみ、不正の手段により許可を受けたことが判明した場合は厳正に対処されたいこと。

3 手続

(1) 違反行為等の事実の把握

違反行為等の行われている疑いが生じたときは、次の手法を積極的に活用して違反行為等の事実を把握されたいこと。その結果、違反行為等が判明した場合には、許可の取消し等を行うこと。

① 報告徴収及び立入検査

排出事業者、処理を業として行う者その他の関係者等に対する報告徴収は、行政指導として行うのではなく、報告拒否及び虚偽報告について罰則の適用があるなど法的効果を伴う法第18条第1項の規定に基づき行われたいこと。同様に、排出事業者、処理を業として行う者その他の関係者等の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に対する立入検査も任意の行政調査として行うのでなく、立入検査拒否、妨害及び忌避について罰則の適用があるなど法的効果を伴う法第19条第1項の規定に基づき行われたいこと。

なお、平成18年4月1日から公益通報者保護法(平成16年法律第122号)が施行されたことに伴い、今後、排出事業者の従業員等からの内部告発が増えることが予想されることから、こうした内部告発を端緒とした違法行為の早期発見を進めるとともに、従業員からの事情聴取の際には同法の趣旨を説明するなどして、同法の積極的周知及び活用を図られたいこと。

② 関係行政機関等への照会

組織的に行われるなど悪質化・巧妙化が進んでいる違反行為については、都道府県のみで事案の概要を把握することは困難であることから、法第23条の5の規定を積極的に活用して関係行政機関又は関係地方公共団体に照会し、又は協力を求められたいこと。関係行政機関には都道府県警察、海上保安庁などの捜査機関も含まれるものであること。なお、都道府県が行政処分を行う前提として事実関係を把握するために他の関係行政機関に対する照会によって得られた個人情報を利用する場合のように、行政機関がその事務遂行等のために個人情報を用いることは、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度での個人情報の利用であり、かつ当該個人情報の利用について相当の理由があるとき(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第8条第2項第3号)に該当すると考えられること。したがって、関係行政機関からの照会に対し、照会を受けた都道府県が保有する個人情報を提供することは、同法の趣旨に照らしても許容されるものであること。

また、欠格要件に該当する事由の有無についても法第23条の5の規定を積極的に活用されたいこと。なお、刑罰に係る欠格要件についての照会先は次のとおりとし、具体的に該当する事由が有ることが推認される理由を付して照会されたいこと。

イ 個人 本人の本籍地がある市町村

ロ 法人 当該法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方検察庁

ハ 外国人 昭和以降生まれの外国人の一般前科については、本人の居住地を管轄する地方検察庁

大正以前生まれの外国人の一般前科並びに外国人の道路交通法違反に関する前科については、東京地方検察庁(外国人の道路交通法違反に関する前科について照

会する場合には、照会書に「道交のみ」と表示すること。）

ニ 外国法人 東京地方検察庁

さらに、暴力団員等に係る欠格要件に該当する事由の有無については、法第23条の3第2項の規定により警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴取されたいこと。

③ その他

その他違反行為などを客観的に明らかにするものとしては、裁判所の判決書などが考えられること。

(2) 聴聞又は弁明の機会の付与

許可の取消し等の処分を行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条に基づき、許可を取り消すときは聴聞、事業の停止を命ずるときは弁明の機会の付与をそれぞれ行うこと。ただし、法第14条の3の2第1項第1号から第4号までの規定に基づく取消処分を行う場合で、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書、関係都道府県からの行政処分に係る連絡(下記(6)参照)などの客観的な資料によって欠格要件該当性を証明できる場合には、行政手続法第13条第2項第2号に該当するものとして、聴聞の手続きを執る必要はないこと。また、これら客観的な資料によって、法が定める許可基準に適合していないにもかかわらず専ら行政庁の瑕疵によって許可が行われていたことが後に判明した場合(下記4参照)に許可の取消処分(講学上の職権取消し)を行う場合も同じであること。なお、同法に規定する「客観的な資料」とは、「資格の不存在又は喪失の事実(欠格要件)」を証明する書類その他の物件であって、処分の名あて人の意見を聴かなくてもその証明力に十分な信頼のおけるものを指すものであるが、例えば、暴力団員該当性等に関する警視總監又は道府県警察本部長の意見等は、同法の「客観的な資料」には該当し難く、聴聞の手続きを執る必要があることに留意すること。

また、将来にわたる生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大の防止を図るために、緊急に事業の停止等の不利益処分をする必要があり、聴聞又は弁明の手続きを執ることができないときには、同条第2項第1号により、聴聞又は弁明の手続きを執らなくてよいこと。

なお、これらの手続に当たっては、次に留意されたいこと。

① 聴聞又は弁明の機会の付与の通知(行政手続法第15条)

不利益処分の名あて人に対して、予定される処分内容及びその根拠法令、処分の原因となる事実のほか、聴聞手続の場合には聴聞の期日及び場所並びに聴聞担当部局の名称及び所在地、弁明の機会の付与の手続の場合には弁明書の提出先及び提出期限を文書により通知すること。

なお、不利益処分の名あて人が、逮捕、勾留その他の処分により収容されている場合には、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第102条第3項の刑事施設に収容されている者に対する送達の規定を類推適用して刑事施設の長(刑務所長、拘置所長、警察署長等)に通知を送達されたいこと。

② 聴聞の実施又は弁明の機会の付与(行政手続法第3章第2節、第3節)

聴聞の実施又は弁明の機会の付与に当たっては、平成6年9月13日付け総管第211号総務事務次官通知「行政手続法の施行に当たって」に記載された事項に留意されたいこと。

なお、不利益処分の名あて人が、逮捕、勾留その他の処分により収容されていることは、直ちに聴聞期日変更の正当な理由になるものではないこと。また、これらの者について聴聞の期日への出頭が相当の期間見込めない場合には、同法第23条第2項の規定により期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求めることに代えて差し支えないこと。

③ 暴力団員等に対する聴聞の実施

行政手続法第18条第1項の規定による文書等の閲覧に関して、暴力団員等に係る欠格要件に該当する事由の有無について都道府県警察本部長に意見聴取した回答文書又は都道府県警察本部長から意見陳述された文書は、閲覧を拒む必要がないことについて警察庁と協議済みであること。また、聴聞の実施に当たっては、法第23条の5の規

定により都道府県警察と十分に協議の上、必要な協力を求められたいこと。

④ その他

法第14条の3の2第1項第1号から第4号までの規定に基づき取消処分を行う際において、聴聞手続が不要とされた場合は、法第7条第5項第4号二の規定については、「行政手続法(平成5年法律第88号)の規定による通知があつた日」とは、当該取消しの処分がなされた日と解して差し支えないこと。また、同号ホにあっては、「許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日」とは、欠格要件に該当することが客観的に明らかになった日から、許可の取消しの処分をする日又は処分をしないことを決定する日と解して差し支えないこと。さらに、同号ヘにあっては、「ホに規定する期間」とは、欠格要件に該当することが客観的に明らかになった日から、許可の取消しの処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間と、「ホの通知の日」とは、欠格要件に該当することが客観的に明らかになった日と解して差し支えないこと。なお、「欠格要件に該当することが客観的に明らかになった日」とは、例えば、裁判所の判決確定日や他の都道府県における許可取消処分が行われた日などが考えられること。

(3) 処分内容の決定

違反行為に対する処分の内容としては、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について」(平成23年3月14日付け環廃産発第110310002号)により行われたいこと。

(4) 処分の通知

処分の内容、処分の理由及び根拠法令を文書により被処分者に通知すること。通知書の送達については、第7の4の(2)に準拠されたいこと。なお、事業の停止処分にあつては、具体的に停止すべき期間の始期と終期を日をもって指定すること。

(5) 関係都道府県との協議

他の都道府県知事からも許可を受けている場合には、関係する都道府県と処分内容及び時期について十分に調整されたいこと。なお、法第23条の3又は第23条の4の規定により都道府県警察から暴力団員等に係る欠格要件に該当の事実について意見の送付があつた場合には、他の都道府県知事に対しても当該連絡があつた旨を伝達すること。この場合において、警察当局から暴力団員等に係る欠格要件の該当の事実について連絡を受けた以上、各都道府県ごとに改めて欠格要件に該当する事由の有無について個別に都道府県警察に照会する必要は認められないことから、法第14条の3の2第1項第1号に該当したことを理由に直ちに許可を取り消されたいこと。また、都道府県内に所在する産業廃棄物処理業者が、許可を有する他の都道府県において行政処分を課されたことを把握した場合には、当該都道府県等に対し処分理由について照会を行うほか、必要な場合には現地調査を実施するなどして事実認定を行い、法第14条の3各号及び第14条の3の2第1項各号に該当する場合には、直ちに適切な行政処分を実施されたいこと。

(6) 他の都道府県及び環境省への連絡

許可の取消し等の処分を行った場合には、他の都道府県とともに、環境省へ連絡されたいこと。連絡に当たっては、取消しの場合は別紙1のとおり、停止の場合は別紙2のとおり、事実の概要、処分内容及び理由などを明らかにされたいこと。欠格要件に該当することを理由に許可申請に対して不許可処分を行った際も、同様に、別紙3のとおり、都道府県及び環境省に連絡されたいこと。

なお、今般、環境省と各都道府県の間で行政処分情報を共有するためのデータベース(産業廃棄物行政情報システム)を稼働させたことから、同システムを使用して環境省に情報を送付する場合は、上記様式による連絡は省略できること。

4 瑕疵による許可の取消し

(1) 欠格要件に該当する申請者に対して瑕疵かしによる許可が行われたことが、事後的に、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書などにより明らかとなった場合で、法第14条の3の

合格スタンダード講座

2第1項第6号(上記2の(6))に規定する不正の手段による許可でなく、専ら行政庁の瑕疵かしによって許可が行われた場合についても、法第14条第5項第2号においてこれに該当する場合には許可をしてはならないとされていることにかんがみ、当該許可を取り消すこと(講学上の職権取消し)が相当であること。なお、講学上の職権取消しの場合、法第14条の3の2の規定に基づく取消処分には該当しないため、法第7条第5項第4号二からへまでの適用はないこと。

- (2) 講学上の職権取消しにより許可を取り消す際の理由としては、本来、許可されない者について瑕疵かしにより許可が行われた旨を記載すること。
 - (3) 講学上の職権取消しにより許可を取り消す処分を行った場合には、別紙4のとおり、他の都道府県及び環境省へ連絡されたいこと。
- 5 許可の有効期間の満了後に更新許可の申請者が欠格要件に該当することが明らかとなった場合の取扱いについて
- 法第14条第3項の規定により、許可の有効期間が満了した後も許可の効力は継続していることから、更新許可の申請者が欠格要件に該当することが許可の有効期間の満了後に明らかとなった場合においても、法第14条の3の2第1項第1号から第4号までの規定に基づき、更新前の許可を取り消さなければならないこと。この際、許可の更新申請に対しては、不許可処分を行うこと。
- 6 許可の取消処分に係る聴聞の通知後に事業の全部の廃止の届出があった場合の取扱いについて
- 許可の取消処分に係る聴聞の通知のあったことを知り得べき状態になった日から当該処分がなされる日又は処分をしないことを決定する日までに事業の全部の廃止の届出をし、5年を経過していない者、及び当該届出をした者が法人である場合には、聴聞通知の日前60日以内に当該法人の役員等であった者で、届出日から5年を経過していない者については、法第7条第5項第4号ホ及びヘの規定により、欠格要件に該当すること。この際、廃止の届出をした者に対して、許可の取消処分を改めて行う必要はないが、当該届出があった場合には、別紙5のとおり、他の都道府県及び環境省へ連絡されたいこと。
- 7 令第27条第1項の規定の改正による産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に伴い失効した政令市長の許可の取消しについて
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第248号)による令第27条第1項の規定の改正に伴い平成23年4月1日に失効した政令市長の許可については、改めて当該許可の取消しの処分をする必要はないこと。

第3 特別管理産業廃棄物処理業の許可の取消し等(法第14条の6) 第2に準拠されたいこと。

第4 産業廃棄物処理施設の使用の停止及び設置許可の取消し等(法第15条の2の7及び第15条の3)

1 趣旨

産業廃棄物処理施設の設置許可制度は、最終処分場、焼却施設など一定の産業廃棄物処理施設の設置を一般的に禁止した上で、施設の設置に関する計画が技術上の基準に適合していること、施設の設置及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境及び周辺の地域に適正な配慮がなされたものであることなど、一定の要件を具備すると認められるときに限って許可することより、産業廃棄物の適正な処理を確保し、もって生活環境の保全を図るものである。したがって、その基準に適合しないおそれがあると判断されるに至った場合には、直ちに施設の使用の停止を命ずるとともに必要な改善を命じ(法第15条の2の7)、さらに、法が許可を取り消す場合として定める要件に該当するなど、必要な改善を講じることが不可能であると判断されるに至った場合には、速やかに許可を取り消す等の措置を講ずること(法第15条の3)。

2 要件

- (1) 法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が法第15条の2第1項第1号若しくは第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る法第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき(法第15条の2の7第1号及び第15条の3第2項)

施設の構造が規則第12条、第12条の2若しくは基準省令第2条第1項に定める技術上の基準若しくは施設の設置に関する計画に適合しなくなること、又は施設の維持管理が規則第12条の6、第12条の7若しくは基準省令第2条第2項に定める維持管理の技術上の基準若しくは維持管理に関する計画に適合しないことをいうものであること。

- (2) 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が法第15条の2第1項第3号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者が第15条の2の4において読み替えて準用する法第8条の5第1項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないとき(法第15条の2の7第2号及び第15条の3第2項)

産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識若しくは技能、又は産業廃棄物の処理を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有しなくなることをいうものであること。特に最終処分場にあつては、法第15条の2の4において準用する法第8条の5で規定する維持管理積立金制度に係る必要な積立額が現に積み立てられていない場合について、経理的基礎を有しないと判断して差し支えないこと。このため、機構より都道府県知事に対し規則第4条の11第2項の通知があつた場合には、報告徴収等の積極的な活用を通じて経理的基礎の状況の把握に努めること。また、資金調達に支障を来している等の経済的な要因により、施設設置に係る工事の着工が相当期間なされていない場合や工事が相当期間中断している場合にも、経理的状況の推移、事業内容等から照らして経理的基礎を有しないと判断して差し支えないこと。なお、平成22年改正法により、維持管理積立金制度に係る必要な積立額が現に積み立てられていない場合には、当該積立て義務に違反している者はもはや適切に維持管理を行う意思を有していないといえることから、経理的基礎の有無にかかわらず、許可を取り消すことができることとなったこと。ただし、当該規定は、維持管理積立金の積立て義務の着実な履行を担保するために設けたものであり、必ずしも当該義務を履行していない最終処分場の設置者の許可を取り消さなければならないものではないこと。

- (3) 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき(法第15条の2の7第3号)

第2の2の(1)に準拠されたいこと。

なお、法第15条の2の2第1項の規定に基づく定期検査に関し、産業廃棄物処理施設の設置者が受検期間内に定期検査を受検しない場合(定期検査に係る申請書を、あらかじめ、十分な時間的余裕をもって都道府県知事に申請していた場合を除く。)には、違反行為をしたときに該当することから、必要に応じ、当該産業廃棄物処理施設に係る使用停止命令を行うことが適当であること。

- (4) 産業廃棄物処理施設の設置者が法第15条の2第4項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき(法第15条の2の7第4号及び第15条の3第2項)

産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされたものであることを担保するために、施設の設置及び維持管理に当たっての具体的な手段、方法等について都道府県知事が許可に付した条件に違反することをいうものであること。

- (5) 産業廃棄物処理施設の設置者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき(法第15条の3第1項第1号)

第2の2の(4)及び第4の2の(3)に準拠されたいこと。

- (6) 法第15条の2の7第3号(上記(3))に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分(産業廃棄物処理施設に係る改善命令及び産業廃棄物処理施設の使用の停止命令)に違反したとき(法第15条の3第1項第2号)
第2の2の(5)に準拠されたいこと。
- (7) 不正の手段により法第15条第1項の許可又は第15条の2の6第1項の変更の許可を受けたとき(法第15条の3第1項第3号)
第2の2の(6)に準拠されたいこと。

3 手続

- (1) 違反行為等の事実の把握
第2の3の(1)に準拠されたいこと。
- (2) 聴聞又は弁明の機会の付与
施設の設置許可の取消し等の処分を行う場合は、行政手続法第13条に基づき、原則として聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならないが、処分が法第15条の2の7第1号に係る場合であって、行政手続法第13条第2項第3号に該当するときは、同項の規定によりこれらの手続は不要であること。その他は、第2の3の(2)に準拠されたいこと。
- (3) 処分内容の決定
違反行為に対する処分の内容としては、第2の3の(3)により、厳正に行うこと。また、法第15条の2の7第1号に該当することをもって施設の使用停止を命じる場合にあっては、施設の改善に通常必要と考えられる合理的な期間とすることが適当であること。なお、違反行為をしたこと又は欠格要件に該当することをもって業の許可が取り消された場合について、施設の維持管理を行わせることが必要であったとしても、施設の設置許可は取り消されるべきであり、維持管理については別途措置命令を発出するなどして対応されたいこと。
- (4) 処分の通知、連絡
第2の3の(4)、(6)に準拠されたいこと。(連絡は別紙6、別紙7による。)

4 許可の取消しに伴う措置

産業廃棄物の最終処分場の設置の許可が取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人(以下「旧設置者等」という。)は、法第15条の3の2第2項の規定に基づく最終処分場の廃止の確認を受けるまでの間、定期検査の受検、維持管理基準の遵守、維持管理計画及び維持管理の状況に関する情報の公表、維持管理に関する事項の記録及び閲覧、周辺地域への配慮、技術管理者の配置、事故時の措置の義務を負うとともに、改善命令、報告徴収及び立入検査の対象となること。

「承継人」とは、以下の①～③のいずれかに該当する者をいうこと。

- ① 第15条第1項の許可が取り消された産業廃棄物の最終処分場(以下「旧廃棄物最終処分場」という。)を譲り受け、又は借り受けた者
- ② 旧廃棄物最終処分場の設置者であった法人の合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旧廃棄物最終処分場を承継した法人
- ③ 旧廃棄物最終処分場の設置者であった者について相続があったときの相続人

また、旧設置者等は、法第15条の3の2第2項の規定に基づき、あらかじめ当該最終処分場の状況が法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項に規定する技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができること。



辰 巳 法 律 研 究 所

東 京 本 校 : 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横 浜 本 校 : 〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690 (代表)

大 阪 本 校 : 〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400 (代表)

京 都 本 校 : 〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066 (代表)

名 古 屋 本 校 : 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941 (代表)

福 岡 本 校 : 〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040 (代表)